

(第一類 第十三號)

衆第一回國会議院科学技術委員會議録

昭和五十九年四月二十四日(火曜日)

出席委員

理事 小宮山重四郎君 理事 笹山 登生君

理事 大原 亨君 理事 渡部 行雄君

理學 小川新一 著

櫻内義雄君  
小翠克介君  
関晴正君  
森山鉄司君

松前 仰君 村山 喜一君  
安井 吉典君 遠藤 口良君

小川 泰君  
工藤 晃君

國務大臣 通

國務大臣 岩動道行君

政府委員

官房長  
安田 健三君

官房審議官  
科文技術官  
長官  
境内  
關稅司

官房会計課長　齋田　富美

科學技術部原子能司司長 謂整局長

科学技術庁原子力局長  
第一回

大安三局長  
運輸省船舶局長 神津 信男君

外の出席者  
議員　渡部行雄君

議 論  
員 大原 亨君

讀  
買 大原 亨君

放射線被曝線量基準緩和反対等に関する請願  
(森井忠良君紹介)(第三〇四三号)  
同月二十四日

研究をほとんど省いており、単に遮へい装置だけではなく、原子炉本体に重大な欠陥があると推察されております。完成されてから無為に過ごした十

○海苔(行謹) 本は 日本社会党、問題大手を取  
ら既に満二十年が過ぎ去つております。その設計  
は余りに古く、しかも陸上で先行させるべき基礎  
船研究開発事業団の解散に関する法律案につい  
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上  
げます。

日本原子力船研究開発事業団の解説に関する  
律案

大原亨君外四名提出、日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案を議題といたします。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。渡部行雄君。

律案（大原亨君外四名提出、衆法第二二一號）  
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五五号)

### 本日の会議に付し乍案件 参考人出頭要求に関する

放棄線被曝線量基準緩和反対等に關  
(竹村泰子君紹介)(第三五九四号)  
は本委員会に付託された。

(二三六)



おります。

○小澤(克)委員 引き渡しを受けたのはいつになりますか。

○福永参考人 その結果、引き渡しを受けましたのは四十七年八月二十五日でございます。

○小澤(克)委員 さて、その後に、主として中性子だというふうに伺っていますが、放射線漏れ事故が起つたわけです。この原因についていろいろお考えでしょうか。

○福永参考人 引き渡しを受けましてから、所定の試験をいたしまして、いよいよ出力上昇試験ということになつたわけでございますが、四十九年九月でございます、その時点で、出力上昇試験の初期段階に、微量ではありますけれども放射線漏れが起つりました。その技術的な原因といふのは、先生もおっしゃいましたように、いろいろな検討委員会等で検討されて、その後の実験等も經まして解明されております。

ただ、先生御指摘のように、契約上はどうか、こういうことになりますと、契約の中に「性能保証」という条項がございます。何項目かございましてますが、原子炉について申し上げますと、途中省略いたしますが、三十六メガワットの熱出力を……

○小澤(克)委員 聞いているのは、中性子漏れについて帰責原因は契約上どちらにあるのかということについて、どう検討したかということを聞いているのです。性能保証のことなんか全然聞いてないですから。

○福永参考人 それで、こういう保証の条項がございまして、メーカーの方としましては、こういふ性能を保証する義務があるわけでございます。

○小澤(克)委員 中性子漏れ事故のことを聞いています。

○小澤(克)委員 だから、帰責原因を聞いているのです。契約当事者が、事業団とIHIとそれが

三井原子力とあるわけでしょう。この中性子漏れ事故はそのどちらの責任か、その三者のうちのどこの責任かということを聞いています。

○福永参考人 いろいろな責任が複合したかもしませんし

も、端的に申しますと設計製作に当たったメーカーの責任であろうと考えております。

○小澤(克)委員 そうすると、メーカーのどっちの責任ですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

四十九年九月の放射線漏れの原因となりましたところの欠陥についての責任でございますが、既に契約上の性能保証とかそういう瑕疵担保期間が過ぎてしまったからどうのこうのという問題を別にいたしますと、炉の設計製作に当たりましたのは三菱原子力工業でございますので、三菱原子力

工業に責任があつたということでございます。ただ、御承知のように原子力船「むつ」につきましては、石川島播磨と三菱と両方に分割発注をしたということがございまして、「むつ」が放射線漏れ事故を起こしました後に総理府に設置いたしました放電漏れ問題調査委員会の報告書においても指摘されておりますように、契約に当たりまして設計、仕様書等の検討がほとんどメーカー主導によって行われ、開発主体者である事業団自体による責任ある検討が十分に加えられなかつたといふこと、それから、先ほど申しましたように、二つに契約が分かれたといふようなことから、事業団側にもそういう不十分な点がございまして、その責任の一端が事業団にもあつた、こういうふうにいに考えておる次第でございます。

○小澤(克)委員 そうすると、事業団にも責任があつたということですが、事業団にはどういう責任があつたのでしょうか。この間の二月十七日の予算委員会でのお話ではその辺がはつきりしないのですが、まず、基本設計はどこがやつたのです

か。

○福永参考人 基本設計は事業団が実施いたしております。

○小澤(克)委員 そうすると、基本設計にミスがあつたために放射線漏れ、中性子漏れ事故を起しましたために放射線漏れ、中性子漏れ事故を起しましたという手順で原子炉の設計、製作が行われたかということを申し上げなければなりません。

○福永参考人 その御質問にお答えいたします。

われわれは、どういう手順で原子炉の設計、製作が行われたかということを申し上げなければなりません。

○小澤(克)委員 そうすると、メーカーのどっちの基本設計は事業団がいたしました。その基本設計に基づきまして製作仕様といふものを決定する

わけでございます。この仕様を受けてメーカーの方は詳細に設計し、製作、建造ということに相なつていくわけでございます。

そこで、技術的な原因になつてくるわけでござりますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

いきますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

いきますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

いきますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

いきますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

いきますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

いきますけれども、高速中性子がストリーミングといふ現象で漏れてきた。これが今私が申し上げました工程どの段階であるのか、こういうことに

なるかと思います。そういたしますと、この仕様の中では、原子力船のそれぞれの箇所と申します

にいたとえやつたとしてもお放射線漏れは起つたのかどうか。そのどつちか、はつきり答えてください。どつちなんですか。

○福永参考人 私がただいま申し上げました基本設計、あるいはその次の段階として参ります仕様書の決定、詳細設計、製作、この手順をただいま申し上げたところでございます。それで、その考え方

その基本設計と申しますのは、全体の船をこうわざわざしたかということを申し上げなければならぬかと存じます。

○福永参考人 その御質問にお答えいたしましたために放射線漏れ、中性子漏れ事故を起しましたために放射線漏れ、中性子漏れ事故を起しましたという手順で原子炉の設計、製作が行

われたかということを申し上げなければならぬかと存じます。

関してだろうと存じますが、IHIは船体部、それから先はどちよつと私触ましたが、二次遮へいの方を担当いたしております。その二次遮へいに関しての御質問ではないかと思いますが、ただいま私が仕様のところで触れましたその値といいますものは、放射線の線量率をどういうふうに設定するかという話でございます。それは放射線遮へい全体の体系としまして遮へいの計算をし設計をするわけでございます。二次遮へいも含めて、つまりIHI側も含めまして計算をやつておるわけでございます。したがいまして、放射線遮へいという点につきましては、IHI側、船体側にはミスはないと考えております。

○小澤(克)委員 そうすると、事業団としては結局、メーカー、それも三菱原子力工業の詳細設計以下の段階でミスが生じたとお考えだということのようです。そうお考えだということですから、それを前提に進めますと、契約書によりますと、「保証工事」という項目があつて、原子炉の引き渡し後十八ヶ月あるいは出力試験後、ちょっと若干複雑な決め方になつておりますが、いずれかの期限を切つてその間に瑕疵が発見された場合、か

つその決められた期間内に事業団の請求があつたときはこれを補修する義務、こういうことが合意されていました、これは間違ひございませんね。

○福永参考人 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 この期間が途中で変更されるようですが、まず、これはいつ変更されたのか、そしてまた、何ゆえに変更されたのか。いかがですか。

○福永参考人 保証工事の期限につきましては、先ほど先生のお話のとおりでございます。

これがその後延長された理由でございますが、当初は、この期間内に出力上昇試験ができるだろ

うと考えておりましたところ、その後地元の情勢等、なかなか出力上昇試験に移る態勢について御協力が得にくいというようなことがございまし

て、その後この期限について延長をしておる、こ

ういうことでございます。いつその延長を決めた

かという日取りにつきましては、今ちょっと調べておりますので、御猶予を願いたいと思います。

○小澤(克)委員 それで結局は、四十九年の二月二十四日を最も短い期限とし、また場合によっては、一番長い場合でも同年の三月十二日、こうい

う決め方になったわけですねけれども、このような期限に決めたのはいかなる理由からでしょうか。

○福永参考人 先ほど申し上げましたように、出力上昇試験について地元の方の御協力がなかなか得にくい、こういうことで鋭意事業団は地元の方々と折衝をしておったわけでございます。それ

で、当時としては大体のめどとして三月というものを目途に置きました、これは船体部の性能保証

の期限が一年延長というようなことで三月というのが出てきたのではないかと思いますが、他方、そういう地元の情勢等を勘案して三月十二日とい

うふうに延長したものと考えております。

○小澤(克)委員 現実に性能試験に移ったのは同

年の九月ということでしたね。すると、この三月十二日を徒過する前にもう一度期限を延長すると

いう交渉は行つたのですか。

○福永参考人 三月十二日という期限が来る前

に、当然のことながらメーカーの方と非常に精力的に交渉を持つたようですが、合意に達

されました、これは間違ひございませんね。

○福永参考人 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 この期間が途中で変更される

ようですが、まず、これはいつ変更されたのか、そしてまた、何ゆえに変更されたのか。いかがですか。

○福永参考人 保証工事の期限につきましては、

先ほど先生のお話のとおりでございます。

これがその後延長された理由でございますが、

当初は、この期間内に出力上昇試験ができるだろ

うと考えおりましたところ、その後地元の情勢等、なかなか出力上昇試験に移る態勢について御

協力が得にくいというようなことがございまし

て、その後この期限について延長をしておる、こ

ういうことでございます。いつその延長を決めた

かという日取りについて調べております。

○福永参考人 もちろん協議でございますので、

事業団側にそういう事情はございましたけれども、最終的にはメーカーの了解が得られなかつた

ことができただんじありませんか。

○福永参考人 当然、御指摘のような条項に基づづきまして交渉を進めておつたものでございます。

○小澤(克)委員 原子炉についての漏れた瑕疵

が発見されるのは、やはり出力上昇試験をやってみないと発見されにくい、そのことは間違ひない

わけでしょう。だとすれば、メーカーの方でこれ

を拒んだ理由というのがはつきりしないのですか。

○福永参考人 請負代金につきましては、昭和四

年三月十二日でございますが、つまり最初の

保証の期限でございますが、この時期にすべて支払

い

まし

て、そのかわりと言つちやなんですが、期

限を延長したという経緯がございます。

○小澤(克)委員 そうすると、最初に延長したとき

に全部払つてしまつたから、再度延長するとき

には交渉のカードがなかつた、事業団には手持ち

のカードが何となかつた、こういうことになりま

すね。どうですか。

○福永参考人 先ほど来御説明申し上げておりま

すような事情で、最終的には交渉がまとまらなかつたということでございます。

○小澤(克)委員 先ほど来御説明申し上げておりま

すような事情で、最終的には交渉がまとまらなかつたということでございます。

○小澤(克)委員 結果的には、出力上昇試験をす

る機会のないままに、瑕疵担保責任の期限を徒過

してしまつたわけですが、この責任は一体どこに

あるのですか。事業団のあるのならば、この責任

を今後原研が引き継ぐことになるのですよ。どう

なんですか。

○福永参考人 先ほど来御説明申し上げておりま

すように、保証の期限が過ぎてしまつた、それで

そのまま交渉が不調に終わつておる、そのままに

推移した、これは事業団の責任であろうと考えて

おります。

○小澤(克)委員 その責任はだれがどうとつたの

でしょうか。とつないならとつてないでいいで

すよ、原研を追及しますから。

○福永参考人 この放射線漏れの責任といふもの

は、その後放射線漏れ検討委員会、俗称大山委員

会というのがござりますが、その点でも厳しく指

摘されまして、その御指摘を受けて事業団として

は態勢の立て直し、技術陣の強化等々を図つてま

いております。

○小澤(克)委員 それじゃ、瑕疵補修については

期限を徒過したということですが、損害賠償の責

任追及については検討しましたか。

○福永参考人 申し上げておりますように、保証

期限が切れておるということで損害賠償等の法的

手続はとつております。

○小澤(克)委員 いや、保証期限といふのは補修

の期限ですよ。損害賠償は全然別問題ですよ。どうなんですか、何もしなかったのですか。

○福永参考人 そういう行為を起こしたということは承知いたしておりません。

○小澤(克)委員 だから、損害賠償の請求については内部で検討しなかったのですか。どうなんですか。

○福永参考人 この保証の問題については、いろいろ内部で議論もやっておったわけでございます

けれども、何分にも保証の期限が切れておるということで、それ以上の深い法的な検討はやつてい

ないと了解しております。

○小澤(克)委員 違うのですよ。補修を求める期

限が切れたからといって、損害賠償は全然別問題

です。民法の請負の規定のところを読んでください。

いいですか。瑕疵があつた場合には、「注文

者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償

ノ請求ヲ為スコトヲ得」と書いてあるのですよ。

補修をしただけではんてん補されない損害というの

があるのですよ。おくれたことや何かいろいろ、

物すごい損害を受けているでしよう。それについ

てはどうなんですか。

○福永参考人 当時の記録を調べてみましても、

そういう検討は深くなされていないようでござい

ます。

○小澤(克)委員 なぜ検討しなかったのでしょうか。

○福永参考人 先ほど御答弁申し上げておるよ

うに、確かに先生おっしゃつておるよう、その

補修工事以外にも損害があつたではないか、その

損害賠償はどうなつておるんだ、こういうことで

ござりますが、当時事業団としましては、そもそも本船の開発というものが一つの研究開発であり

まして、通常の船舶を発注する、請け負つて製造

していただき、こういうものと若干違つたニア

ンスで、つまり研究開発的な要素というものを頭

に描きながら開発を進めておつたわけでございま

す。したがいまして、通常の契約のように、損害

は、瑕疵担保の責任のみならず性能保証まである

のですよ。試験研究的な船だから損害賠償を考え

なかつたと言ひながら、一方で一定の性能を要求

し、その性能に達しない場合には、一メガワット

について幾らという違約金まで決められているの

ですよ。今の答えは矛盾するじゃないですか。ち

ゃんと答えてください。

○福永参考人 先生おっしゃるような条項もござ

います。しかし他方、非常に特殊な形かと思いま

すが、この契約には「理念」というものがござい

ますして、読み上げてみますと「両者は、この業務

が、関係当事者の協力を得て原子力第一船を開発

するという特殊な性格および重要な複雑な内容

をもつことを認識し、信義、誠実の原則にのつと

て、この契約の完全かつ円滑な履行を図る。」

ということ、非常に特殊な研究開発的要素があり

り、協力が必要なんだというような趣旨のことを

盛り込んでおります。私が申し上げましたのは、

このあたりを着目しての御答弁でござります。

○小澤(克)委員 私が法律学で習つたところでござ

か。そんなに何か三菱原子力にしつぽでもつかま

れていたのですか。何かトラブルが起つたとき、

に損害賠償を検討するというのは、一番基本でし

ょう。どうなんですか。

○福永参考人 先ほど御答弁申し上げておるよ

うに、確かに先生おっしゃつておるよう、その

補修工事といふものは求めおりません。そして

いませんで、メーカーは一切責任ないということではござ

ります。

○小澤(克)委員 損害賠償について気がつかなかつた

たということについて、現在どうお考えなのかを

お尋ねしているのです。

○中村(守)政府委員 今、先生御指摘ありました

ような、契約事項とは別に一般的な損害賠償請求

ができるではないか、こういうことと存じます

が、この件につきましては、先ほども申し上げま

したように、原子炉船「むつ」の開発に当たりま

して、我が国最初のプロジェクトでもござります

ので、官民あわせて協力してきたわけでございま

す。

その開発の過程におきまして、先ほど申しました

ように石川島播磨と三菱とに分割発注をしたと

いふ過程におきまして、総合的な全体をきちっと

えれば概念設計など無償で協力していただく、ある

作業等々いろいろ御協力いただいておるし、例

えば概念設計など無償で協力していただく、ある

いふお詫びなんで、それを前提に伺つておられるわけ

で、それで、じゃ損害賠償を請求しなかつたのかと

言うと、急に、いや事業団の方にもいろいろ無理があつたし、当原研でやつとわかったようなことも云々というようなお話では、結局責任の所在がわからなくなってしまうのです。本当に当時知られていなかつたのであれば、原子炉といふのは連鎖反応を起こし、かつその発生する中性子を閉じ込めるのが本質でしよう、それが漏れたを追及することができなくなるはずなんですよ。一体どこに責任があつたのか、まずそれをはつきりさせてください。そうじゃないと、議論が先に進まないのです。どうなんですか。しかも、原子力局長のおっしゃることと事業団のおっしゃることとでさつきから違うのですけれども、どうなんですか。それぞ答えてください。

○中村(守)政府委員 様お答えいたしました。

高速中性子のストリーミング現象につきまして十分な知見がなかつたということは事実でございまして、現実問題として、設計の過程におきましてウエスチングハウスク社のチェック・アンド・レビューや受けたことがございますが、その際も、ウエスチングハウスクの方から技術的な点を指摘されたことがあるわけでございますが、こちらの技術的レベルといいますか技術的な判断として、それが高速中性子によるストリーミング現象を意味しているということは判断できなかつたという事実もございます。それから、原研でのスイミングプールでの実験の過程において、先ほど申した高速中性子のストリーミング現象、後でそういう認識を持ったわけございますが、そういう状況があつたわけでございますが、その点についても十分とらえ得なかつたということともございます。

設計に当たりましては、高速中性子は直進するという考え方があるがその当時強かつたものでござりますから、大体が、炉の上面の十分な水で遮へいさるという考え方であつたわけございます。それが横に出まして、狭い間隙を伝わって上がつて

いることとは基本的な欠陥ですよ。それが、当時そういうストリーミングについての知識がなかつたということではあります。それは連鎖反応を起こし、かつその発生する中性子を閉じ込めるのが本質でしよう、それが漏れたということは基本的な欠陥ですよ。それが、当時そういうことはわかっていないままになってしまったのです。本当に当時知られていなかつたのであれば、原子炉といふのは連鎖反応を起こし、かつその発生する中性子を閉じ込めるのが本質でしよう、それが漏れたを追及することができなくなるはずなんですよ。一体どこに責任があつたのか、まずそれをはつきりさせてください。そうじゃないと、議論が先に進まないのです。どうなんですか。しかも、原子力局長のおっしゃることと事業団のおっしゃることとでさつきから違うのですけれども、どうなんですか。それぞ答えてください。

○小澤(克)委員 事業団の方、いかがですか。

○福永参考人 概要は、ただいま原子力局長の御答弁のとおりと私も考えております。

当時、いろいろの実験をやる、複雑な形状をし

た遙へい体の遙へい能力といったようなものにつけさせてください。それでも、時間が来ましたので、次に質問について保留をさせていただきます。

○大野委員長 大原君の御要望に対しまして、理

たわけござりますけれども、そのあたりの判断力がやや足りなかつたのではないか、こういうよ

うなこともございます。それから、このあたりにつきましては、先ほど私が申し上げました大山委員会でもいろいろ指摘してあるわけでございま

す。

○大野委員長 安井吉典君。

○安井委員 科学技術庁長官に伺いますが、二十

一日の土曜日の新聞で、北海道の幌延町に高レベル廃棄物の建設計画が進みつつある、こういう報道で実はびっくりしたわけです。地元の方も、前

は低レベル廃棄物の処理の問題で町長選挙まで大変な争いになつた、そういう経過があるわけであ

りますが、それが急に高レベルになつちやつて、低いレベルでさえ問題なのに高レベルならとんでもない、こういうことで問題が一遍に広がつてきて

いるという状態の中にあります。

それで、きのう私は科学技術庁の係官あるいはまた動燃事業団の方からも御説明を願つたわけ

であります。だれも責任を負わないということだけ、それはあるでしょう。ちゃんと統一してください。

○大原委員長 安井吉典君。

この点について、一体どこに責任があるのか、

帰責原因はどこにあるのか。ないならないでいい

です。だれも責任を負わないということだけ、それはあるでしょう。ちゃんと統一してください。

○大原委員長 安井吉典君。

この点について、一体どこに責任があるのか、

帰責原因はどこにあるのか。ないならないでいい

です。だれも責任を負わないということだけ、それはあるでしょう。ちゃんと統一してください。

○大原委員長 安井吉典君。

いつも実験をやり、あるいはチェック・アンド・レビューも受けます。そういうところで設計を進め

たわけござりますけれども、そのあたりの判断力がやや足りなかつたのではないか、こういうよ

うなこともございます。それから、このあたりにつきましては、先ほど私が申し上げました大山委員会でもいろいろ指摘してあるわけでございま

す。

○大原委員長 大原君の御要望に対しまして、理

たわけござりますけれども、そのあたりの判断力がやや足りなかつたのではないか、こういうよ

うなこともございます。それから、このあたりにつきましては、先ほど私が申し上げました大山委員会でもいろいろ指摘してあるわけでございま

す。

○大原委員長 安井吉典君。

○安井委員 科学技術庁長官に伺いますが、二十

一日の土曜日の新聞で、北海道の幌延町に高レベル廃棄物の建設計画が進みつつある、こういう報

道で実はびっくりしたわけです。地元の方も、前

は低レベル廃棄物の処理の問題で町長選挙まで大

変な争いになつた、そういう経過があるわけであ

りますが、それが急に高レベルになつちやつて、低いレベルでさえ問題なのに高レベルならとんでもない、こういうことで問題が一遍に広がつてきて

いるという状態の中にあります。

それで、きのう私は科学技術庁の係官あるいはまた動燃事業団の方からも御説明を願つたわけ

であります。だれも責任を負わないということだけ、それはあるでしょう。ちゃんと統一してください。

○大原委員長 安井吉典君。

この点について、一体どこに責任があるのか、

帰責原因はどこにあるのか。ないならないでいい

です。だれも責任を負わないということだけ、それはあるでしょう。ちゃんと統一してください。

○大原委員長 安井吉典君。

るわけであります。

そこで、短い時間ですから余り長い御答弁も困るわけですが、今度のこの建設計画の内容についてまずお聞かせいただきたい。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

動力炉・核燃料開発事業団におきまして、現在高レベルの廃棄物についての処理処分について研究をしておるわけでございますが、具体的には再

処理から出てまいります高レベルの廃液をガラス固化という形で固体化いたします。固体化したものは、常態では大分長いこと熱を放散いたしますので、それを人間が取り扱うことのできる形で貯蔵をしておく必要がございます。そのための貯蔵施設をどういう形でやるかということについて検討をいたしておりまして、その貯蔵パイロット

プランをいすれ建設する必要があろうかと思うわけでございますが、そうした場所を全国いろいろ探ししておりますが、そういう一つの動きとして幌延町というところの調査も細々ながらやっているということでございまして、具体的に幌延町にやることで決定しているわけでも何でもございません。

○安井委員

あそこに決めたというわけじゃないとおっしゃるが、では一般論としても伺いたいわ

けであります。当面はその研究プランをつく

るといふわけですね。しかし、そのプランで研

究をしたその結果によってそこに貯蔵をしていく

のだと、こういう考え方のようですね。

動燃の方の話を聞いたら、その研究というのと貯蔵というとの問題は二つあるわけだが、それを切り離して考えていいのかと聞いたら、それはもう切り離しはできません、貯蔵につながらなければ研究の施設などというものはないので

八十万キュリーの放射能を封じ込めたステンレスの容器が五百年もそこで貯蔵される。安全だと私ども何度も何度も聞かされてしまはずけれど

も、そういう日本では初めての、子々孫々に至る

までの大変な経験を幌延町の町民や周辺の人たち

は受けなければならぬわけですね。ですからそ

ういう中で、研究施設はどうあえずやるのだからい

いじゃないか、こう言うが、その貯蔵につながる

ということを言つていますよ。この辺どうなんですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

高レベル廃棄物の今動燃でやっておりますのは、先ほど申しましたガラス固化体にする技術とその後の貯蔵の技術でございますが、この貯蔵につきましては、現在空冷方式、要するに空気で冷やすという方式についての試験をいたしておりますし、コンクリートの材料がどのくらい長期に耐え得るかというような試験等々の試験をやっておりまして、これらの試験を総合的にシステムとし

りまして、これらの試験を組み上げまして、いわゆる貯蔵パイロットプラントをつくって実際は実証をしてみると、いついた実証が必要になるわけでございます。そういうこと

が必要な場合、建設をし、その設備を使って、例えはそこから相当な熱が出る

わけでございますので、その熱を使って農作物に

ついての温室に利用できないとか、いろんな利

用の道等の研究もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、高レベルの廃棄物の

貯蔵施設につきましては、先ほど先生五百年とい

う御指摘がございましたが、原子力委員会等で考

えております貯蔵期間というのは三十年ないし五

十年でございまして、その後最終的には地下数百

メートルというような深層に処分をする、こうい

うことになつておるわけでございます。現在、幌

延町なんかと御相談にあづかっております施設は

その貯蔵施設でございまして、動燃事業団の東海

村の再処理工場から出る廃液の貯蔵、廃液をガラ

ス固化した分の貯蔵、そのぐらいのものをまず第

一次的に考えておるわけでございます。

○安井委員 この施設ができるば地元に大変お金

が落ちるのだというのが一つのうたい文句になつ

ているようですが、大体どれぐらいお金も落とす

のですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

この施設の建設費のほかに、いわゆる電源三法による交付金等による地元公共施設等への投資と

政令で指定しているわけではありませんので、こ

うのが考えられるのではないかということでお

りますが、現在の段階では特にそういう施設を

設立するわけではありませんが、まだ

そういう地域の公共施設等の助成等もできるこ

とはないかと考えておるわけでございます。現在の

段階で、それを政令で指定しているわけでもござ

いませんので、金額等について申し述べる段階にございません。

○安井委員 まだそのようですが、プラントその

ものには五百億とか六百億とかあるいは七、八百億とか、きのうはそういうふうに説明を受けたわ

けですが、まだ、きょうはほんの序の口ですから詳しい話は後にしますが、プラントの価格だけでどれぐらいかということを、五、六百億と七、八百億と大分幅があるのですから、ちょっとその

点だけ明らかにしてもらいたいのが一つ。

それから、地域は新聞によれば開進地区とい

うことで、前回の低レベルのところと場所が変わつ

ているようですね。それもそのとおりなりのか。

それから、開進地区ということになれば、近隣

の町村との関係が大分変わつてくるわけです。海

の方と山の方と近隣とのつながりが変わつてしま

す。したがつてこの問題については、幌延町が

オーナーをしても近隣の町村住民がどういうふう

に出るかということが一つありますね。

それからもう一つは、北海道内どこにあつて

も、これは北海道内に置かれるということで、北

海道の総合開発計画の中にもう一つありますね。

それからもう一つは、北海道内どこにあつて

も、これは北海道内に置かれるということで、北

海道の総合開発計画の中にもう一つありますね。

それから、当然のことながらこれは北海道の

全道民の問題になると思ひます。したがつて、知

事やその他道段階においてこの問題にどう反応するかということが非常に大事な問題になつてくる

と私は思います。まさか道段階で反対なのを押し切るというようなことはあるまいと思いますが、

そのプラントの価格の問題と、地区は開進地区か

どうか、それから周辺の問題と、全体的なコンセ

ンサスをどういう段階で得るのか、伺います。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

最初に、そこにつくるパイロットプラントの建

設費はどのくらいかというお話をございますが、

私ども、動燃のその計画につきましては、まだ

先の話でもございますので具体的に検査しておる

わけではございませんが、動燃が試算していると

ころでは、八百億という数字を言っておるよう

聞いております。

それから、場所でござりますけれども、場所に

つきましては、低レベルの廃棄物の場所とは違う

ようございまして、海岸寄りのいわゆる湿地帶

私ども、動燃のその計画につきましては、まだ

その設置をつけて、例えばそこから相当な熱が出る

わけでございますので、その熱を使って農作物に

ついての温室に利用できないとか、いろんな利

用の道等の研究もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、高レベルの廃棄物の

貯蔵施設につきましては、先ほど先生五百年とい

う御指摘がございましたが、原子力委員会等で考

えております貯蔵期間というのは三十年ないし五

十年でございまして、その後最終的には地下数百

メートルというような深層に処分をする、こうい

うことになつておるわけでございます。現在、幌

延町なんかと御相談にあづかっております施設は

その貯蔵施設でございまして、動燃事業団の東海

村の再処理工場から出る廃液の貯蔵、廃液をガラ

ス固化した分の貯蔵、そのぐらいのものをまず第

一次的に考えておるわけでございます。

○安井委員 この施設ができるば地元に大変お金

が落ちるのだというのが一つのうたい文句になつ

ているようですが、大体どれぐらいお金も落とす

事やその他道段階においてこの問題にどう反応するかということが非常に大事な問題になつてくる

と私は思います。まさか道段階で反対なのを押し切るというようなことはあるまいと思いますが、

そのプラントの価格の問題と、地区は開進地区か

どうか、それから周辺の問題と、全体的なコンセ

ンサスをどういう段階で得るのか、伺います。

延町だけがいいと言つても、道自身いろいろな権限もお持ちでございますし、当然、幌延町がいいからといってそこで強行するようなことはできませんので、十分地域の方々のコンセンサスを得ながら進めていかなければならぬ問題であると考えております。

○安井委員 もう時間になりましたが、いずれにしても高レベルの廃棄物の処理というものは日本で初めてなんですね。子々孫々にわたるまでの重大な問題なんですよ。ですから、あくまでも慎重な処理という姿勢でなければならぬと思います。

とりわけ北海道全体の総括的な問題処理は、北海道という自治体ですから、その意見を十分聞かなければいけないと思います。大臣、どうですか。

○岩動国務大臣 原子力の平和利用の中でこれら最も重要な課題は核燃料サイクルの確立であり、そして次第にその実態が具体的に進められなければならないと思いません。大臣、どうですか。

そこで、特に放射性廃棄物の処理は大変大きな問題であり、まだ、これは地元の御理解を得ただけでござります。そのような意味におきまして、たゞいま先生が御指摘になりました北海道の問題についても、慎重に、そしてまた十分に、高レベルについては研究開発という大きな課題がござりますので、そのような立場から私ども注目をしてまいりたいと思っております。

○安井委員 時間ですから、どうもありがとうございました。

○大野委員長 関晴正君。

○関委員 先般、科学技術庁の次官である方が青森においてになつた。それで、何のお話をしてきましたのだろうかと思っておるのですけれども、これは石渡次官が特命を帯びておいでになつたのでしうか、そして何のお話をされたのでしょうか、先にお尋ねしておきたいと思います。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

次官は原子力局長もやられておりまして、前々から青森県の方々とはいいろいろお話し合いをする機会を多々持つておったわけでございますが、「むつ」の問題もございますけれども、青森県をめぐりますいろいろな原子力関係のことも含めて、いわば青森県との一般的な情報交換をしたと

いうように聞いております。特定の課題について特段のお話し合いをしたということではないといたぐらにお聞きをしております。

○関委員 情報交換ということは、どういう情報の交換なんですか。園の方として原子力船の「むつ」の問題は既定方針どおりやるから心配する

な、こういうお話をついでになつたのですか。

○中村(守)政府委員 「むつ」の問題につきましては、地元でも、何かもう中央では廃船というよ

うなことで港もつくらないのじやないかというお

話もあつたりしておるようでございますが、そこの辺で中央の情勢もお伝えをし、港の建設等につ

かるいは実験後廃船にするかにかかわらず、関根浜に港をつくることについては予定どおりおや

りになる、こういうお話をついでになつたのですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

核燃料施設の立地地点につきましては、いろいろなところを調査しておりますので、公式に特定の地点を決めるということで電気事業連合会としてもいろいろ検討しておつたわけでございますが、四月の五日に一音に新聞報道がございました。その際に私からも電気事業連合会の方にお問い合わせしたところ、電気事業連合会としては、まだ九社全体のコンセンサスが得られているわけ

ではないということで、決まっていないと、この会の会長がお見えになつて、十八日の社長会でそこについてのコンセンサスを得たいと思ってい

ます。

その後、十六日に岩動大臣のところに連合

会の会長がお見えになつて、十八日の社長会でそ

こについてのコンセンサスを得たいと思つてい

る、コンセンサスが得られれば二十日の日にでも

向こうへ行くつもりである、こういうお話をあつたわけでござります。

科技庁としてももちろん、全くのつんぼ残飯と

いうことではございませんでいろいろと情報はあ

りますが、少なくとも公式に電気事業連合会とし

ても決めていないことをこういうふうに公式的席上でお

話するという性格のものではないと思っており

ますので、連合会が公式に決めたのかどうかとい

う確認をしたところ、先ほど申しましたように、まだだということでおきましたので、当委員会

ではその事情を御説明した次第でござります。

○関委員 私は、行つた行かない、知らせた知ら

思ひませんけれども、電事連は下北半島という漠然としたあの地域に要請をしているわけですが、それを受けてから科技庁として必要な対応をと

る、こういう立場にござります。

○関委員 さようこの話に深はまりをしようとは

思ひませんけれども、電事連は下北半島という漠然としたあの地域に要請をしているわけですが、それを受けてから科技庁として必要な対応をと

る、こういう立場にござります。

下北半島といいましても、東通村あり、また六ヶ所村あり、またむつ市あり、あるいはまた大畠町あり、大間町あり、風浦村あり、佐井村あり、

そういうような中にあって下北半島、そしてど

すかと聞いておるんです。これは電事連のお仕事でございまして、我が科技庁の仕事ではございません、こういう御認識でいらっしゃるのですかと青森県の知事にその要請をされたわけであります。そういうような重要な行為について、科技庁が何の相談も受けない、何のお話もないということは、科技庁の外でこうしたことを行つても構わないんだ、こう科技庁は見ておられるのでございましょうか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

核燃料施設の立地地点につきましては、いろいろなところを調査しておりますので、公式に特定の地点を決めるということで電気事業連合会としてもいろいろ検討しておつたわけでござりますが、四月の五日に一音に新聞報道がございました。

その後、十六日に岩動大臣のところに連合

会の会長がお見えになつて、十八日の社長会でそ

こについてのコンセンサスを得たいと思つてい

る、コンセンサスが得られれば二十日の日にでも

向こうへ行くつもりである、こういうお話をあつたわけでござります。

科技庁としてももちろん、全くのつんぼ残飯と

いうことではございませんでいろいろと情報はあ

りますが、少なくとも公式に電気事業連合会とし

ても決めていないことをこういうふうに公式的

席上でお話をあつたわけでござります。

ただ、立地の問題につきましては、これは原子力発電所の立地も同様でございますが、一義的に

は設置者がまず選定をするということで、その選定された地点が段階的に問題があるといいますか、

国策上から問題があるということであればそ

れは別でござりますが、一義的には設置者がその

場所を選定する、こうすることになりますので、

それを受けたから科技庁として必要な対応をと

る、こういう立場にござります。

○関委員 さようこの話に深はまりをしようとは

思ひませんけれども、電事連は下北半島といいま

すが、少なくとも日本における言葉なれば年來

重要な一つの基地をつくろうというときに、科学技

術庁というものは何ら関与していない存在なん

です。そういう意味で重要なものでござります。

ただ、立地の問題につきましては、これは原子力発電所の立地も同様でございますが、一義的に

は設置者がまず選定をするということで、その選

定された地点が段階的に問題があるといいますか、

国策上から問題があるということであればそ

れは別でござりますが、一義的には設置者がその

場所を選定する、こうすることになりますので、

それを受けたから科技庁として必要な対応をと

る、こういう立場にござります。

「 い。何が目的で行つたんだろう。」  
いうと、青森県としてもまたさつぱりわからな

大青森県の開発の歴史というのは、常にまだ石においては、三点セットみんな受けようじゃないか、こういう運動が積極的にまた出されているわけです。じゃ両方にんびんにかけられて、やがてどこかに落ちつくのかしら、こういう疑いもまたあるわけです。私は、疑つた方がいいとは思つております。思つておりますけれども、少なくともこうした問題について晴れない疑点がたくさんあります。だが、また幾らか青森の方にも予定しておる、ウランの濃縮工場というものの計画はどうなつているのだろう。これは岡山の方に商業プラントだってつくられるはずになつてないと聞いています。だが、また幾らか青森の方にも予定しておる構想でおいでになつているとするならば、これはやお断りされるであろうから、幾らかはいいものもプレミアムとして持つていこう、こんな単なるかないといふと、汚いものばかり置いてくるんじとんでもないことだ。むつ小川原開発というのだけ三全縦において打ち出されまして、もう二十年近くであります。これは計画というのを全く名ばかりであります。構想で終わつて、構想で終わつて、構想に振り回されて、青森県の開発の歴史というものは常に失敗また失敗、こういう現状にあるわけなんですね。

つてきただれども、この計画だってもう見直しをしなければならない段階に来ているだろう。そのかわりに再処理工場だなんていうことは、真っ御免だと言っている。予定されているところの白糖地域における原発だって御免だと言っているわけですよ。漁業権の獲得のための三分の二の多数なんか、とつても得られるような見込みにはなっておりません。そういうところに今度は再処理工場だと言うんですから、あの狭い村の中で大変な騒ぎになつております。先に決めたことも行えないとくなつて、さらに悪い条件のものを押しつけられようなんていつたつて、私はこれは間違っていることじやないだらうか、こうも思えますので、科学技术庁においては、言うなれば科学行政における信頼の問題で、よほど気をつけてもらわなければならぬ、こう思います。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。  
て、新港だけは何とかするんだ、こうおっしゃつたとするならば、新港だけは何とかするのですから、お答えください。

五十九年度予算編成の段階においては、政令として「むつ」による舶用炉の開発のあり方について検討するにいたしましたが、五者協定を遵守するということも含めましてこれは進みぬる、こういうことを決めておりますので、既に始

○開港場　ですから、この新港というものは、廢船になつた後も新港をつくつて、そうして何に使ふうという計画ですか。

○中村(守)政府委員　お答えいたします。

「むつ」の取り扱いについては検討を進めておるところでございまして、廃船するということを決めたわけでもございません。いずれにいたしましても、長期的にはいずれ「むつ」が廃船するというときも来るかと思いますが、そういう长期的にこの関根浜の港をどうするかということも含め

まして、これらにつきましては地元の青森県で北地域の開発構想というようなものも既にお持と

でございまして、その中でそこの関根浜の港についても、将来一般港湾として活用していくといふことについて検討を進めるということになつておりますので、地元とも御相談しながら長期的な利用の方途等は検討を進めてまいりたい、こういふぐあいに思つておるわけでござります。

ば「むつ」の廃船の処理場として、その後は青森県の使用に供するんだ、こういうことですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

預けするとかそういうことを決めているわけではございません。これは今後検討していく課題でございません。

○関委員 原子力船懇談会においても、原子力船

「むつ」の行き先といふものは——我々は今即刻

ころは一番安全な処置が可能であるから、そうして一番金がかからないで済むから。だがしかし、

あなた方はどうしても実験だけはしていきたい。実験をして何を得ようとするのかを聞くと、大

たものでもない、得ても得なくともいいようなものをとにかく自分のものでつかみたい、こうい

だけの欲求です。このことについてはさきにも上げて、ドイツなりアメリカなりに行って十八

にその経験を生かしてもらつてきなさい、そうして新しく出直した方がよっぽどいいでしよう、

う提言もしておったわけです。これについては宣も、そうしたい、こう言っておるわけです。

そうしたいということになつて考えてみますと、  
きに、わざわざ原子力船の「むつ」を廃船にする

ための港づくりに一千億もかけるなんということは、むだじゃないかということは、だれでもそう

うわけですよ。今のところ六百億というけれども、やがてまた時間がかかるとともに金がかかるいくわけです。廃船にするいうことが決まっているわけです。実験前にするか、実験後にす

からの結論になるわけでございますが、どのような結論になりましても、関根浜に港をつくつて「むつ」を移す、これは既定方針どおりに進めてまいりたいと思っておるところであります。

○関委員 そうしますと、この新港の使用目的といふものは、原子力船「むつ」の実験後の廃船の処理港である、そのためにつくるのだ、こういうことですか。

○岩動国務大臣 私が一月に地元に参りました関係の皆さんとお話をいたしたときには、原子力船「むつ」による研究開発、実験を完了した後には廃船という段階があるので、そこまでを含めて地元の方に御理解をいただいてお話をしまったところであります。

○関委員 第二船、第三船の原子力船の計画といふのはないですか。

○中村(守)政府委員 現在そのような具体的な計画は持ち合わせておりません。○関委員 そうしますと、商船の計画がないとするならば、なお多額の金をかけてやらなければならない必要性というものを疑つてみますと、原子力潜水艦あるいは原子力艦船、そういうようなものの定係港として位置づけよう、こういうお考えでもおありなんぞございましょうか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。そのよ

うな考えは持つております。そのよ

○関委員 そうしますと、原子力船「むつ」の廃船の処理のためにだけ港を使うというようなことでは、余りにも一千億という金は大き過ぎるのじやないでしようか。

しかもまた、廃船の処理場ということになりますと、当然陸上部がきちんと整備されなければなりません。海上部だけでき上がったからといって完了するものじやない。その陸上部の附帯施設をつくるための土地の取得といふものが依然として今日進んでいないでしよう。何らの見込みがないでしよう。七割までは進んだけれども、あと三割はにつもさつちも動きができない。しかもその三割というのは、顔で言えばちょうど目隠のこと

ろですね。重要な部分のところが取得できないのです。後ろの方だとわきの方だと取得できています。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

新港をつくると言つてみたところで、陸上部の附帯施設の土地の取得ができないでいるわけです。ですから、附帯施設の方の仕事をやろうとしても、こしの予算は出せないままに終わつてゐるわけですね。あなた方が新港をつくる、新港をつくると言つてみたところで、陸上部の附帯施設の土地の取得ができないでいるわけですね。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

新港をつくると言つてみたところに、海上部の附帯施設の土地の取得ができないままには新港はできませんよ。そこが取得できないばかりに、東側と西側の漁協のお世話になつて、そして海上運航によつて工事を進めなければならない。海の目前にあるところの陸上部が使用できない今まで工事をしなければならない。何とつまらない金がかかります。私はそういうことを見ますときに、なおあなた方にもう一遍聞いておきたいのは、あと残つておるところの三割の土地の取得が可能ですか。可能な先が見えていますか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

土地の取得につきましては、現在鋭意、誠意を持って関係の方々とお話し合いをしております。先般お答えした段階よりかはさらに進展しておりますので、私もとしては円満に話を進めて取得に努めてまいりたい、こう考えておる次第でござります。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

土地の取得につきましては、現在鋭意、誠意を持つて関係の方々とお話し合いをしております。先般お答えした段階よりかはさらに進展しておりますので、私もとしては円満に話を進めて取得に努めてまいりたい、こう考えておる次第でござります。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

土地の取得につきましては、現在鋭意、誠意を持つて関係の方々とお話し合いをしております。先般お答えした段階よりかはさらに進展しておりますので、私もとしては円満に話を進めて取得に努めてまいりたい、こう考えておる次第でござります。

○

に考えております。

○中村(守)政府委員 七一%で、附帯施設は障害なくつくれますか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

○

な御答弁をいただきたいと思うのです。

事業団法においては土地収用権がないから、反対しているものをどうにもならない。しかし今度は原研の方に移ると、原研にはその権能がある。

その権能のあることをよいことにして土地収用法の発動をされるというようなことになるとするなら、これはまだ大変なことになる。そういう意味において、そなろうとも、これまでの方針についても再検討してまいりたいと考えております。

○岩動国務大臣 ただいま私どもは、原子力船研

究開発事業団を日本原子力研究所に統合する法案を国会で御審議をいただいているところでござい

ます。そして、この法案が成立をいたしますれば、ただいま局長が答弁したように、また御指摘のあったように、土地収用法の適用ができる立場になるわけでございます。しかし、この土地収用法といふものはいわば伝家の宝刀みたいなものであります。

○岩動国務大臣 ありまして、やはり何と申しましても、特に原子力につきましては地元の御協力、御理解をちょう

だいして進めることが第一義的に極めて大事な姿勢でござりますので、今後とも円満に地元の方とのお話し合いをして、そうして事業が円滑に進められるように努力をしてまいりたいと思つております。

○岩動国務大臣 それは当然のこととして、今度は今まで違つて法が持たれるよ、持たれた途端に今度は鬼になりますよ、こういう心配を実は私している一人なんです。仮のような顔をしているけれども、人は持つものを持つと何をするかわからない

事解のものに進めてまいりたいと思いますので、まず話し合いを優先させたい、こういうぐあいに考

えております。

○岩動国務大臣 それは当然のこととして、今度は今まで違つて法が持たれるよ、持たれた途端に今度

地収用を行う場合の事業者たり得るわけでござりますが、この実際の事業を土地収用の対象事業として認定するかどうかは、個々の事業について認

定が行われるわけでございます。収用法で事業者がなり得るからといって、すべての場合その工事

が対象になるわけではございません。これはいざれにいたしますても、私どもは地元の方々の御理

解のものに進めてまいりたいと思いますので、まず話し合いを優先させたい、こういうぐあいに考

えております。

○岩動国務大臣 この点については特に長官からも明確

に考えております。

○岩動国務大臣 今日までも事業団は地元とよく

話をしてまいりましたし、また特に県等御協力いたいて、青森県当局におかれましても円満に解決するように非常に御努力をいただいてきております。したがつて、その線を私どもはさらに堅持してまいりたいと考えております。

○関委員 ゼひそうしてください。強くこれは今から申し上げておきたいと思います。

次に、原子力船開発事業団の理事長おいでになつておりますが、この間から私は再三にわたつて、関根の漁協の諸君に払った漁業補償金の十八億円、この積算の根拠を示せと言つてきたんです。が、依然として示すわけにはいかない、こうあなたは答えてまいりました。これから予算をつくるから秘密でございますから申し上げられませんというなら、まだわかるけれども、十八億の金はどう出ちやつている。青森県の知事と積算の根拠は示さないことになっているのだからという、その約束を守らなければならぬということ、あなたは言えないと言つてきました。しかし、いつまでもそれを秘密にしておかなければならぬ事情ももはやないんじやないだろうか、こう思うわけあります。あなたは金を払った責任者なんだ。国民の税金を払った責任者で、これにはこういう根拠があつて支払ったのでござりますという積算の根拠というものを示していいんじやないでしょ。これを示さないまま、我々の科学技術委員会があなたの態度を当然だなどとは恐らくされ思つていらないんじやないかと思うのです。

仏の顔も三度ということがあるけれども、もう三度を過ぎていますよ。「怒れ、怒れ」と呼ぶ者あり、私も今怒りますよ、これから怒ることを予告しながら私は聞いているのだけれども、しかし、あなただつていろいろ反省したでしよう。青森県の知事との約束があることを一青森県知事との約束があるから言えないなんということと、いつまでもそういうことをあなただつて反省

されたでしょう。この際、積算の根拠を改めて伺

いますので、お答えください。

○井上参考人 お答えいたします。

今まで先生からいろいろ御指摘いたいて十分知つておりますが、現在、

十八億の漁業補償は、関根浜漁業組合において三十八人の方々で構成しています配分委員会でこれ

が検討されております。内容につきましては私は

十分知つておりますが、協定書によりますと、関根浜の西口組合長が責任を持って公正に、しかもトラブルなくこれを行うという約束に

なっておりますし、さらに、何かトラブルがあつたときは西口組合長が責任を持つて解決すると明文にしております。私はそれを信頼いたしました

て、その点を強調し、先生に御理解をしていただ

きたいと思っております。

○関委員 あなたは何というお答えですか。どこを反省されているのですか。反省とというのは、前

の行いについて悪かったから今度はこうしますと

いうことを反省と言うんですよ。前のところと、あなただとこを反省しているのですか。西口組合長

に任せるとかということじゃない。西口組合長は組合長でおやりになること。しかし、あなたが十八億の補償金を払うに当たっての算定基礎はこういうものでございましたとなぜ言えないのでしょうか。それをあなたは守秘義務でもあると思つて

いることをお答えと。あなたは青森県知事の家来になつたのですか。そういうことはそこまでの話で、

それがあなたは守秘義務でもあると思つて

いるのですか。あなたはどちらを重く見るのです、青森県の北村君との話と、また我々に対する要請につ

いてのお答えと。あなたは青森県知事の家来になつたのですか。そういうことはそこまでの話で、

○関委員 科技庁長官、この際科技庁の長官から積算の根拠をお示しいただけませんか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

漁業補償費の算定は今理事長からお話をございましたような区分で積算されておるわけでございま

ますが、いざれにいたしましても、この補償金は組合の有するいわゆる共同漁業権の消滅等組合を

がござります、その影響の補償、それから港がで

きますと反射波等のいろいろの影響が考えられますので、その点から漁業の価値の減少というものに対する補償でございます。さらに、消滅区域内

で建て網の漁具その他を引き揚げていただきまし

たので、それらに対するいわゆる通損補償というものが含まれております。したがいまして、その

ものが含まれております。したがいまして、その点につきましては十分積算根拠は持つておるわけ

でございますが、たゞいま申し上げたように、数字につきましては、ぜひ御理解願いたいのは、現在

在の配分委員会でトラブルが起らぬないように私としては配慮しているつもりでございまして、配

分委員会が終りましたら、私はお話を申し上げたいと思つております。

○関委員 あなたは今、それぞれの区分に従つてトータルの結果十八億にしたのでしょうかから、そ

の区分ごとに幾ら幾らと言つてくださいよ。これ

は配分が終わつた後発表したつて何の役に立つのですか。配分させるためにも、配分するために

も、適正に行われることを願えばこそこのことが必要なんでしょう。言うてください。

○井上参考人 たびたびのお話をござりますけれども、私といたしましては、西口組合長の非常な御努力で配分は今行われております。それに對しまして、今先生がお示しのような数字をもつてそ

こにトラブルが起らぬということがござりますればよろしくござりますけれども、何しろ今配

分の中身につきまして組合で盛んに議論をされておるところでござります。その点についてその円満な解決を図る意味におきまして今数字を申し上げていないでござりますので、御理解願いたい

と思います。

○関委員 科技庁長官、この際科技庁の長官から積算の根拠をお示しいただけませんか。

対象にお払いいたしたものでございまして、現在

その配分は組合の中で行われておるわけでございま

ますし、その配分はあくまでも組合の中で自主的に行なわれるべきものでございまして、外からとやかく言うような性格のものではないのではないか

と思つております。

特に、先ほど來この算定の基準が配分と無関係じやないかというお話をございますが、一般に慣

行といたしまして、本件だけが発表しないといふわけではございませんで、配分を行つている間はこういうものは公表しないというのが從来からの慣行になつておりますので、そういう意味で自主的な配分というものが円滑に行われる上からも、

今ここに御提示するわけにはいかないという事情でござります。決して未だ永劫発表しない、こういうことを申しておるわけではありません。長官は事

業団の監督権はないから何も言えないというのな

で、よろしく御了解いただきたいと思ひます。

○関委員 何という話ですか、一体。科学技術庁長官、私は長官に聞いているのですよ。長官は事

業団の監督権はないから何も言えないというのな

で、よろしく御了解いただきたいと思ひます。

○井上参考人 大臣の、監督権を持つておるのは総理大臣だからね。中曾根総理に来てもらつてこの返事をしても

らば、総理大臣に出てきてもららしかね。主務大臣の方から取り運んでいただきたい

こと、こう思います。来るまでの間、私なお聞いておきたいと思うのです。漁獲の補償ですよ。まあとにかく中曾根主務大臣には出席してもらつてこんな

理事長の答弁というものでいいのかどうか、きちんと監督してもらわなければならぬ。しかも科

学技術庁長官、何も答えるられない、黙つているだけだ。こんなことじやいけませんから、ひとつこれが科学技術委員長としてよろしく当たつたいたいと思います。次の委員会でも結構あります。そういう意味で主務大臣というものは大事な役ですか

からだ。こんなことじやいけませんから、ひとつこ

で委員長、ひとつよろしく取り運んでいただきたい

○大野委員長 理事会で検討させていただきました。

○関委員 続いて質問いたします。

漁獲の補償で、漁協においてあなた方はどのくらい漁獲高をお持ちになっていると計算されていますか。

○福永参考人 関根地区の漁獲高がどれくらいか、こういう御質問でございますが、漁業補償の交渉を当初は事業団が当事者としてやっておったわけでございます。その積算いたします際には、たしか過去の三年間だと思いましたが、もし私の記憶が間違つておりましたら訂正させていただきますが、三年間を調査させていただきました。それから算出した数字でございます。具体的な数字は違慮させていただきます。

○関委員 三年間の漁獲高は幾らと見ていたのでですか。

○福永参考人 平年漁獲高で算定するわけでございますが、これは漁業者の方の漁獲高がそのまま数字に出るわけでございますから、この場でちょっと御答弁するのは遠慮させていただきます。

○関委員 あなたは、とんでもないことを言うんじゃないよ。漁獲高も調べないので、全部青森県の知事に預けてしまつたんだからわからないならわからないでいいですよ。わかっているならば言つたらどうですか。そんなばかな答弁するものじゃない。漁獲高も何も調べてないで、全部青森県の知事に預けてしまつたんだからわからないならわからないでいいですよ。わかっているならば言つたらどうですか。そんなことも知らないのですか。

○福永参考人 全く調べてないというわけではございません。私ただいま申し上げたように、過去の三年間の漁獲高を漁協に参りまして調査させていただきましてそれを平年化したものを持っていります。それが、その数字を具体的に今ここで申し上げることは、やはり漁協の収入がそのまま出るわけでございますから遠慮させていただきます。持つてないわけではございません。

○関委員 それじゃ、算定の基礎において漁獲高というものは十八億のうちの何%くらいで見込み

○福永参考人 せっかくの御質問でございますが、私が今先生の御質問に直にお答えいたしました。

○関委員 私から申し上げましよう。

○福永参考人 残りの金を漁獲高でやろうというのです。それだからめちゃくちやにもめているわけですか。

○福永参考人 いうのはどのぐらいになつてあるのか。漁業組合を通しただけの金ですよ。組合を通さないのはまたさらにあるわけです。五年分のトータルを申し上げて知らせておきますが、それによりますと、毎年、十三億近い金は頭割り、五億ちょっとの金は布一億九十六万八百一円、若生九十九万一千五百九十三円、タコ三千五百六十五万三千七百七十円、葛野漁業部二億三百七十五万六千四百八十七円、松橋漁業部七億四千二百五十八万九千百四十円。この松橋漁業部というのが実に六七%を占める金額だけで五カ年のトータルが十億八千四百九十五万一千四百九十四円となつてゐるわけです。

○福永参考人 そういうことを見ますと、わずかに五億の金を今まで分けるんだというて作業に入っているものですから、作業がうまくいくわけがない。あなた方が、あなた方の趣旨とするところとまた違つていい、損失補償なんですから。権利補償じやない。これが、一番補償を受けないとことになつていて、一番補償を受けないとことになつていて、正義がこ

こで死んでいる。死んでいる正義を生かさなければならぬのが国会でしよう。西口組合長というのは網一つ、船一つ持っていない。そういう者の言うことを聞いて、そういう資格のない者に金を出すと、割り算するとすぐ出てくるわけでございまして、勘弁させていただきます。

○関委員 私から申し上げましよう。

○福永参考人 百五十五人で今やろうとしていますよ。正組合員が二百五十四名で、準組合員が百十一名。十八億の七割を三百六十五人で均等割にしようというのです。あと百六十五人で均等割にしようというのです。あと百六十五人で均等割にしようというのです。それだからめちゃくちやにもめているわけですか。

○福永参考人 いうのはどのぐらいになつてあるのか。漁業組合を通しただけの金ですよ。組合を通さないのはまたさらにあるわけです。五年分のトータルを申し上げて知らせておきますが、それによりますと、毎年、十三億近い金は頭割り、五億ちょっとの金は

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きました。午後一時十七分開議 小川泰君

質疑を続行いたします。

○小川(泰)委員 ちょっと最初に、今法律の一部を改正するという問題が出ておりますこの部分が一つと、「むつ」という船自体の問題にできるだけ触れないでと思っておりますが、どうしても関連がありますので、その部分に関連をして二つのサイドから御質問申し上げたいと思います。

○岩動国務大臣 その責任は挙げて理事長、あなたのところにありますよ。あなたなんか即刻理事長をやめたらいい。国会の正規の場所で物も言えないような理事長、何も言わないで、我々を何と思っているんだ。我々は国民の代表ですよ。国会を無視して、軽視して、国会の審議を何と思っているか。理事長、北村知事の方が偉くて、我々委員会の方はその下にあると思ってるんでしょう、あなた。とんでもない。私は、そういう意味において人事権を持つている総理大臣に、こんなわけのわからぬ理事長なんかいつまでいたってしようがないと思う。即刻罷免すべきだと思う。

○大野委員長 関君に申し上げますが、ひとつ御質疑をお願いします。

○岩動国務大臣 このことを要求しておいて、私は時間だから終わりますよ。以上ですから、お答えください。

○大野委員長 関君に申し上げますが、ひとつ御質疑をお願いします。

○岩動国務大臣 いろいろ御意見を承りましたが、私どもは最善を尽くして地元の方々の困満な補償の配分に期待をいたしておりまし、また、原子力船研究開発事業団の理事長は十分にこれを信頼して今後とも進めてまいりたいと思つております。

○大野委員長 時間がないから終わります。

○大野委員長 午後零時一時十五分から再開することとし、この際、休憩いたします。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。先生御指摘のように、五十五年の法律改正における、こういう認識に立ちたいと思いますが、そういう認識でよろしいかどうか、ひとつ伺いたい。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。先生御指摘のように、五十五年の法律改正における、こういう認識を図るために恒久的な法人として恒久的に研究が続けられていくことが必要じゃないかという趣旨もあつたかと思います。

○岩動国務大臣 まさに、従来の限られた立法よりも恒久的な法人として恒久的に研究が続けられていくことが必要じゃないかという趣旨もあつたかと思います。こういう意味合いから原子力船「むつ」の取り扱いにつきましては、これから議論をいろいろ進めていかなければならぬわけでございますが、いざにいたしましても、船用炉なしの原子力船の研究開発というものは我が國の国情からいまして続けていかなければならぬという意味合いからも、今回法案の提出をいたした次第でございま

す。

○小川(泰)委員 そのような認識に立ちまして、今度の内容を法律的に云々という問題ではなくて、本来原子力研究所というものが持つておる性格と、それから現在もござります事業団というものが持つておる性格とが二つになったときに、幾つかこれからなじませていかなければならぬ一部分がある。法律上のなじませ方は、これは文言ですから技術上何とでもできると思いますが、本来のスタートの趣旨が二つでスタートしているわけですから、それが一つになるという場合に、多少から、二、三同時に質問をさせていただきたいと思います。

そんなところを目標にして事業団というものが目的を持つて進めた、こういう経過が実はあるわけでございますので、そこら辺はどんなところで区切りがつくのかという認識がひとつ欲しいなといふことが一つであります。

おる、いっぱいこうある。そうすると、一つのものを開発しようやとなりますと、その副社長や常務の職務分担が仮に分かれておつたといいたしましても、その中の一人の副社長がそのプロジェクトの長になつた途端にすべての権限がそこに集約され、その権益が侵されようと何しようと、目的達成のためにはすべての力をそこに結集して開発に、実証に向かっていく、こういうのが通常の近代化社会の中の組織のあるべき姿ではないか、私はこういう経験を自分なりに持っておりますので、そのような仕組みを、この法案統一の際、船の問題、舶用炉の問題を進めるとするならばおやりになるつもりなのかどうなのか、その場合に組織はどうなっていくか、陣立てはどうなるか、こいつはこうして問題で、二つ一つ二つ三つ

年の法律改正の際に、新たに「原子力船の開発の  
ために必要な研究」という「むつ」以降の将来に  
向けての船用炉の研究項目がつけ加えられたわけ  
でございますまして、「むつ」自身につきましても当  
初考えられておりましたような、実験航海が終わ  
った後は実用のほかの用途に使おう、こういうこ  
とが一応はビジョンとして描かれていたわけでござ  
いますが、現在ではそういうことではなく、あ  
くまで将来の船用炉の研究を進める上で必要な  
データ、特に海上での振動、動搖等に対するデータ  
を得るためにいわば実験船として使い、それをもつて使命が終わる、そういうふうに変化してき  
ておるわけでございます。そういう意味では、事  
業団はまさに原子力研究所の姿に相当近くなっ  
ておるわけでありますし、今後一体となりまして、  
いわば特定の原子力船を建造したり運航したりと  
いうことではなくて、将来に向けて船用炉の基盤  
的な技術の研究を進め、こういう形になつてお  
るわけでございます。

その一つは、研究所というのは平たい言葉で、されば、原子力全般について、いわば舶用炉も含めて、今考えられるいわゆる核エネルギーといふものをどう活用し研究し、これから発展させるか、こういう広範な前提に立った一つの研究機関ということだらうと思うのです。事業團といふものは、その中の一つとして、とりわけ舶用炉といふものを抜き出して、いわば十年なら十年といふ一応のめどをつくった中でその研究を進め、成果を得たい。片方は実はこういう出発をいたしておるものでござりますので、どうもそら辺が、一つになつたときに、もしそのまま素直に読ませていただきますならば、片方の十年なら十年、十五年なら十五年といふものが研究所の方へそのまますっと移行してまいりますと、研究所の性格は目的達成までというのだから、核エネルギーといふのは永遠に開発が続けられるということになること、その中にずっと流れ込んでいきますから、ど

いただきますと、その中を流れる一つの大きな問題は、責任体制の所在はどこだということがどうも不明確のままスタートしたなどということと、どうが目標なのだとすることが明確に示されないままスタートしたなという、一連の調査報告書の、技術上の問題は別としてもセオリーが、二度と繰り返すなよ、こんな意味合いで流されておるようになれば思ってならないわけであります。そうなつてまいりますと、二番目の私の質問も、このまま法案が改正されれば入っていくわけですから、まさにその辺で、どこに責任の主体があるのかといふ問題をこの際明確にしておく必要があるのでないか、これが二番目の質問であります。

それから三番目。一番大事なことは、船ならぬ船、舶用炉なら舶用炉というものをずっと進めていく場合に、いわばこれはプロジェクトチームということに実はなるわけでありますので、民間でこの種の開発をしようとする場合には、例えば、これは行革の精神に沿っているわけなんですが、一つの会社に副社長が何人おる、担当常務が何人

ういたなよろづ問題についての一つの  
を、この第三番目の問題としてお聞かせ  
い。以上、とりあえす。

一般にわたらるいわば総合研究所であるのに対し、原子力船事業団はいわば原子力船の開発という特定のプロジェクトに専ら専心する機関である。そういうものが二つが一緒になってうまくいくのだろうかといふ御質問かと思いますが、原子力船研究開発事業団につきましては、確かに先生御指摘のように、設立の当初におきましては、この現在の「むつ」を建造して運航するということによつて、その先実用化への橋渡しができるというビジョンを持つてスタートしたわけでございます。したがいまして、大体「むつ」の建造、運航が終わればそれで御用済み、こういう形の法律になつておつたわけでござります。

同じように、原子力研究所の中でも、例えば齊  
温ガス炉の研究開発というものが今進められてお  
ります。そういうたものと同じような形で舶用炉  
についての研究開発も今後進められることになら  
うかというぐあいに我々としては考えておるわけ  
でございまして、統合後原子力研究所の研究員混  
然一体になりましてこういった研究を進めてまい  
りたい、そういうぐあいに意図しておるわけでござ  
います。

それから、第二の点で、運輸省といわば内閣總  
理大臣、その委任を受けました科学技術庁長官と  
の間の共管の問題がございまして、これでは責任  
体制がばらばらになるのではないかという御懸念  
かと思います。この点につきましては、原子力の  
研究開発につきまして原子力委員会においていろ  
いろ御議論いただきました基本計画、これは原研  
全般に及ぶもの、それから原子力船だけに限るもの  
の、二つございますが、いずれにいたしまして  
も、我が国の原子力政策の総本山である原子力委  
員会での御審議、御決定をいただいた基本計画を

もとに研究が進められるわけでございまして、しかもその研究の実施主体はあくまでも原子力研究所でございまして、研究の遂行に当たってのトップは原子力研究所の理事長であるわけでございまして。それをいわば一般的な監督、そういう原子力研究所の仕事が実際定められた権限の枠外に逸脱しないか、公正な財務、会計等が行われているか、そういうことを監督するという意味で科学技術庁、運輸省が加わるわけでございまして、実行の責任は原研の理事長であると同時に、政策全般については、当然ながら原子力委員会における原子力政策が基幹になりますので、そういう意味で、その事務局を預かり、また科技庁長官も原子力委員長を兼ねておられるわけでござりますし、特に運輸省とは緊密な連絡をとつてまいりますので、御懸念のようなことはないのではないかと考えておるわけでございます。

それから、今度原子力船研究開発事業団の仕事が日本原子力研究所に移りまして、舶用炉関係のプロジェクトを進めるにつきましては、これは今御審議していただけております法案の中にもござりますように、副理事長を一人、原子力研究所としては増員をするという形になつて、このように意図しておる次第でござります。

○小川(泰)委員 大体そういうことになるのだろうと思いますが、私がこの問題を特に懸念して申し上げたのは、えてして、研究開発という一つの目標を掲げた場合、「むつ」の例が一番いいですが、船に炉を積んで一つの目的を達成しましたよといふことで、あたかもすべて完了したかのごとき錯覚に陥る。ここがちょっと技術上の問題と運営上の問題が違うところだと私は思うのです。と申しますのは、こういう新しい技術の開発というのは、例えば「むつ」なら「むつ」で得たいいろいろなデータなり実験の経過といふものが、そこで終るのではなくて、いいなということになれ

ば、よしそれでは次の実証炉に行くからには商業に行くか、こういう連續性というものが常に向こうに見えておって、得られた実験の経過が次の段階へそのままきちっと引き継がれ、そこに定着して、そこで息を継いで初めて第一回目の目的は達成できる。こういう発想でこの種のものは進めないと本物にはならないのじゃないかな、こういう懸念がありましたので、しつこく先ほど伺つたわけでございます。この点をもう一度ひとつお願いを申し上げたいと思います。

ついでにそれに関連をして、もしさうであるとするとならば、本来途中で法改正や趣旨が変わったといたしましても、船は船、舶用炉は舶用炉として厳然として今あります。この船につきまして、仮に成功したという前提を設けましょう。仮にじやなくて、本当は成功していてもらわなければ困ったのです。成功したといたましよう。そうしたら、その先是どこへどういうふうに技術を生かしながら連続をさしていくか、その計画があるはずだと私は思いますので、そこまでちよつと触れてお答えを願いたいと思います。

#### ○中村(守)政府委員 お答えいたします。

科学技術の研究開発は、先生御指摘のように継続性を持って進められなければならないわけでございまして、すべてが、いろいろな実験段階あるいは経験の積み上げの上に新しい技術が確立していくという点については、全く先生のおっしゃるとおりでございます。

原子力船の「むつ」につきましても、まさにそのことの経験で、原子力船開発事業団の体制問題がいろいろ議論されましたときに、まさに御指摘の点がございまして、従来ですと、時限立法であるためにもうそこで終わりになつてしまつというふうなデータを得たいという心配があるのではなくて、あくまでも実験船として海上においておるわけでござりますが、現在の「むつ」につきましては、あくまでも実験船として海上におきますいろいろなデータを取得するわけでござります。それで、これが今後統合されました機関で船用炉の研究を進めていく場合の、いわば陸上でいろいろな実験データとそれから海上でのデータとが車の両輪のようく相まって研究開発が進められます。そこで、これが海上の特有な事象とあるのではないかという御指摘も受けたわらの会社から出向してきた人が二年たつとまた帰つていつてしまふということで、そのデータが次々と着実に受け継がれていかない、そういう心配があるのではなくて、あくまでも実験船として海上におけるときがあるだろう、こんな発想でこの種のものは扱うべきだという考え方を私は持っております。

そういう体制を克服すべくいろいろな努力もしてまいりました。五十五年の法改正のときは、まさにそういう意味合いから継続的に研究開発を進めるべきだということで、時限を切つてやめるのではなくて、原子力研究所その他原子力関係の法人に統合させて研究を永続させよう、そういう趣旨から出たものでございます。

それから、舶用炉の開発についての先行きでございますが、御承知のように原子力研究所自身が、実用化のところまで持つていくという性格の機関では必ずしもございませんで、いわばその下地をつくり上げるところまでというのがこの原子力研究所の役目かと思っております。そういう意味で、今度御提案させていただけております法律でも、いわば従来の原子力船事業団法でございますと「原子力船の設計、建造及び運航」というような表現がありましたのを、そういうことをそのまま原子力研究所の今度の統合法案の方に持ち込みますと、第二船、第三船というようなこともあり得るのではないかというようなことが解釈的に出てまいりますので、そういうことを避けた意味もございまして、現在御提案しておりますのは、まさに「むつ」に関する業務だけを行うことにしております。

○小川(泰)委員 わかりました。

では、ちよつと長官にこの際、次の質問に移る前に伺つておきたいのですが、この二つの法案改正を契機にいたしまして、とりわけ目に見えるものですから、「むつ」にかかるいろいろな問題が出てまいりました。例えば外国の状況はどうだろう、こういうデータです。いろいろなことを言わせてまいりまして、私、ずっと聞いていましたが、この段階で舶用炉、いわゆる原子炉による平和利用の一つである船、これは世界的な趨勢から見ても、どうも余り先が開いていくようなものではないのじゃないかという印象を受けるようなりとりに思えてならないのです。

そこで私は、前にもちよつと原子力行政全般のときに伺いましたが、この種のものはそう近視眼的に物を見ていはいけない、人間の知恵がどんどん発達すると同じように、この種のものは大きく開いていく。そういう発想の中で、時には足踏みするときがあるだろう、時には階段を二つも三つも上るときがあるだろう、こんな発想でこの種のものは扱うべきだという考え方を私は持っております。

す。長期エネルギー、人間の生存にかかわるエネルギーというものを、せつかくこういったところまで相当な金をつき込んで進めてきた。そういう立場から見た場合に、当面は国際的にもなかなか一步二歩進みづらいとかそういう点があるのかかもしれません。やがてこの種の問題は相当な視点を浴びながら開発をされていかなければならぬ分野のものだなというふうに私は思つておる。

そういう観点から、どんな時間で進んでいくかは別としても、そういう考え方を長官として、大きな意味合いで技術開発あるいはエネルギーの方の問題でお持ちなのか、ひとつそこ辺をセオリー的に聞かせていただきたいと思います。

○岩動国務大臣 まず、日本のエネルギーの方でございますが、何といましても、一番エネルギーの大宗をなしておるのは今日までは石油でございまして、御案内のとおりでございます。この石油につきましては、ほとんど一〇〇%に近いものを日本は海外に依存をしております。しかも、その大部分を中東という地域に依存をしている。こういうようなことで、第一次、第二次の石油危機を迎えて、日本は速やかに脱石油政策をとつていかなければいけない、代替エネルギー政策を促進しなければいけない。そういうようなことで、私どもは、特に代替エネルギーとしては原子力の平和利用という立場から、かねてから、もう昭和三十年代から進めてきたのでございますが、さらに石油危機というものを迎えまして、一層代替エネルギーとしての原子力の平和利用が非常に大きな重みと必要性があると私どもは考えて、今まで原子力の平和利用を進めてまいったわけでございます。

そういう中におきまして、日本が海運国家であり、また貿易国家であります立場からも、原子力船といふものがやがて必要になるであろう。しかも、この「むつ」の研究開発を進めたときには、今世紀中にもそのような必要が出てくるのではないかと、ある程度定量的な見通しが当時はあつたわけでございます。しかしながら、石油危機を迎

えて、そして原油の価格が急速に上がっていく事態が避けられて、むしろ昨年から原油価格がバレル当たり五ドルも下がる。こういったようなことになつてしまいまして、したがつて、エネルギーの需給状況というものが大きく変化をいたしました。

そういう中において、それならば原子力船「むつ」というものの研究開発は要るのか要らないのか、そしてまた、今世紀中に定量的に考えられた原予力船というものが果たして同じような状況であるかどうかということを仔細に検討してみます。ところ、まず船用炉の研究開発はどうしても必要なところ、これはやつておかなければいけない、したがつて、「むつ」による研究開発が最も適切である。こういうことで、石油危機のころからも、そして原油が下がつた時点においてもその方針は変えないであります。しかしながら、これにつきましては各方面からいろいろな御議論もございましたので、改めて政府としては「むつ」のあり方について検討して、結論をこの夏まで出すということにいたしたわけでございます。

一方、原子力船の必要につきましては、先ほど申したように、定量的に、いつ、どれくらいの船が原子力船として要るかということはなかなか見通しがつかない状況になつてしまりましたが、しかし定性的には、二十一世紀に入れば必要になつてくるであろう、これは私どもは疑つておらないところでございます。そしてまた、エネルギーを油に頼らないでいかなければいけない日本ということを考えた場合には、どの国よりもむしろ原子力船というものが必要になつてくる。したがつて、今日でもそのような立場から船用炉の研究開発というものを積極的に進めていかなければならぬ

ことは、「むつ」がどうあるとも進めなければならぬ、こう考へておるところでございます。  
○小川(泰)委員 今長官の考へが明らかになります。したがつて、それを受けました段階で、ぐつとリアルな質問をその延長線上で申し上げてみたいと思うのです。

必要とする。この前提に立ちまして、恐らく「むつ」自体も改良が加えられたと思ひます。せんたつての質問によつて、改良が完了しておる、このういう御答弁があり、では一〇〇%いいのかといふことになると、まあ一〇〇%と言われるところのものはいかがかなと思うけれども、まあできますよ、こういう御答弁をなさつた。私も、どうだろうと思ひます。ただ、あとは人為性といいますか客觀条件といいますか、そういうものが整いさえすれば稼働ができる、こういうことになつておると思つておるのですが、そういう認識に誤りがあるのかどうか。もうこれは時間がありませんから、そういう意味合いで、ひとつお答えを願いたいということが一つであります。

それから、文献やお話を伺つておりますと、当時の設計段階で使われた技法、手法というものは、だんだんと世の中技術が進歩いたしておりますので、恐らく改良段階ではS.N.法、いわゆる二次元の輸送コード、これを適用して改修がなされたと聞くが、そういう手法でなされたのかどうか、これが二番目。だとしますならば、その新しいコードを用いて行つた前例があるのかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○野澤参考人 お答え申し上げます。  
まず第一点は、「むつ」の健全性についての御質問かと思ひますが、御案内のとおり、放射線漏れの原因調査によりますと、高速中性子のストリーミング現象にあることが判明いたしましたので、遮へい改修工事につきましては、主として上下方向の遮へい能力の向上を図るために、場所によりましては材質変更あるいは形状変更を行つたものでございます。

次に、安全性総点検の件でございますけれども、安全性能総点検につきましては大山委員会の御指摘では、遮へい改修工事と並行してあわせて最新の設計知識に基づいて再検討することが指摘されております。したがいまして、それを受けまして申し上げてみたいと思うのです。

一つは、既存の施設が果たして設計どおりの健全機能を發揮できるようになっているかどうかという健全性のチェック、それから二番目は、新しい設計手法思想あるいは新たにそれ以後制定されました安全基準との対比における安全性のチェック、それから三番目には、陸上の原子力発電所の運転経験に基づく見直しといつたようなことが行われまして、必要な改修、補修工事が実施されたものでございます。

以上申しましたようなことによりまして、「むつ」は長崎におきまして遮へい改修工事及び総点検、補修工事を終えまして、大湊に回航後約一年七ヶ月十分な維持管理を行つております。技術的には、「むつ」はいつでも動かせる状態にあると私ども考えております。したがいまして、技術的以外の条件がすべてそろえば「むつ」はいつでも動かせる状態にあるというふうに私どもは考えております。

それから次に、今先生御指摘の改修に当たつては、「むつ」はいつでも動かせる状態にあると私ども考えております。したがいまして、技術的には、「むつ」はいつでも動かせる状態にあると私ども考えております。したがいまして、技術的以外の条件がすべてそろえば「むつ」はいつでも動かせる状態にあるというふうに私どもは考えております。

それから次に、今先生御指摘の改修に当たつては、「むつ」はいつでも動かせる状態にあると私ども考えております。したがいまして、技術的には、「むつ」はいつでも動かせる状態にあると私ども考えております。したがいまして、技術的以外の条件がすべてそろえば「むつ」はいつでも動かせる状態にあるというふうに私どもは考えております。

一般的でなかつたわけでございますけれども、放射線漏れの原因となりました複雑な形状ですが、放射線漏れの原因となりました複雑な形状の遮へい体の間隙部等の中性子ストリーミングを扱える計算法というものは、一番最初の設計当時に一般的でなかつたわけでございますけれども、それが放電線漏れの原因となりました複雑な形状の遮へい体の間隙部等の中性子ストリーミングを扱える計算法というものは、一般でなかつたわけでございます。

S.N.法と申しますのは、中性子の輸送方程式を解く方式でございますが、ロスアラモスで二次元のS.N.法によるストリーミング解析といふものでございます。現在も陸上の原子炉施設には広く利用されているものでございます。簡単に申しますと、従来の計算法は、空間分布は一応扱つ

てはおりましたけれども、その一点でのトータル フラックスしか求めることができませんでしたけれども、この二次元のSN法によりますとその点におきます角度分布がかなり詳細に計算できることがあります。

さういふことで、中性子の角度分布を数値的に詳細に解くことができるという手法でございます。先ほど申しましたように、この手法は現在も陸上の発電所において広く利用されているものでござります。

○小川(泰)委員

そのSN法の御説明は、時間が限られておりませんので無理に聞かなくとも大体こつちらも承知しているのですが、問題は、それをつくつて固定した陸上のものは実験したり結果が出ておるのですが、この舶用炉 자체にそういう手法を用いて実験した何か諸外国の文献やら実証があるのですかといふことを聞きたかったので、もう一度。なけれども、いかで結構です。

○野澤参考人

かねがね御説明申し上げております。すように、諸外国におきましては既に実験船の段階を終了しております。陸上炉にはたくさん例はございませんが、これはまだ完成しておる状況にござります。したがいまして、実際の舶用炉で遙へい解析をSN手法を用いて行つたのは「むつ」だけが利用された例でござります。

○小川(泰)委員 私は大変貴重な確認を得たと思うのです。せっかくそういう新しい手法ができたものならば大いにこれは活用していかなければ、それこそ宝の持ちぐされになるなという印象を強く受けました。答えは要りません。

その次に、そういう経過を踏まえながら五十年の五月の調査委員会の報告書等に倣つて、恐らく事業団の皆さんは、それ以来七、八年たつていていますからいろいろな研究をなされ、また改良を続けていらしたんだろうと思います。したがって、五者協定とかなんとかというものが仮になか

りせば、もう大分前に改良ができた段階でやつておったな、こう私は見ておるわけなんであります。

そこで、せっかくのものをもつたいないなと思ふいながら次の質問に入るわけですが、同時に原子力委員会が「むつ」について、たしかことしの正月あたりですか一つの結論を出していますね。結論から言えばやれという、いろいろな論議経過その他あつたと思ひますけれども、そういう委員会の結論が出ておる、私はこういうふうに承知いたしております。さてそこで問題は、原子力委員会

という我が国の原子力行政の總本山とも言われるような重要なポイントを握つておるところでそろは、もし仮に、省間言わせておるよう、この原子力委員会の決定と反するような一つの政治行為いう結論が出た、こういう前提に立ちますならば、やはり結論が出た場合に一体どうなるんだろうかな

ということが、私は心配でならないわけでございません。それは、原子力委員会に対する権威性の問題があるし、また原子力委員会それ自体が日本の原子力全体の總本山であるという立場から見たら

うものの決定の重さということを議論の中において十分に私は主張をいたしてまいりました。そし

てまた、政府が五十九年度の最終の予算案を編成する段階におきまして、原子力委員会の決定と

いうものは否定をされたのではございません。そ

のまま存続をいたしております。そのような中に

おきまして、「むつ」につきましては今後政府とし

ても各方面の御議論、国会の御意見等も十分に拝聴して対処したい、こういうふうに考えております。

○岩動国務大臣 大変大事な点についての御指摘

をちょうだいいたしました。私どもは、原子力の

平和利用という観点から、先ほど申したように日

本のエネルギー政策において重要な位置づけをし

て進めてまいりましたが、そのような政策を決

定し、またいろいろな方針を示す原子力委員会とい

うものは極めて重い立場にございます。法律上

規定もございます。そういう意味におきまして、

原子力政策については委員会としては長期的な見通しのもとにそれぞの問題に対応してきておるわけでございます。

そういう中におきまして、原子力船「むつ」の手法として継続してやるべきだ、こういう御決定をいただいたわけでございます。これに対しまして予算編成の段階におきまして、これは政府・与

党の中のこととござりますが、原子力委員会とい

うものの決定の重さということを議論の中におい

て十分に私は主張をいたしてまいりました。そし

てまた、政府が五十九年度の最終の予算案を編成

する段階におきまして、原子力委員会の決定と

いうものは否定をされたのではございません。そ

のまま存続をいたしております。そのような中に

おきまして、「むつ」につきましては今後政府とし

ても各方面の御議論、国会の御意見等も十分に拝聴して対処したい、こういうふうに考えておりま

す。したがいまして、原子力委員会の決定というこ

とは、十分にその重さというものを肝に銘じてこ

れからも原子力政策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○小川(泰)委員 長官のその言葉を信じながら、

船の問題の段階でまたひとつ意見なりその他を申し述べたいと思います。

ぐつと今度は趣を變えまして、これは事業団の

方への御質問にならうかと思いますし、同時に、

原子力担当の科学技術庁の方の心構えにも関係す

るかと思いますが、この種の問題が出てまいりま

すと、往々にして予算あるいは現実にある姿の追

求、それを取り巻く条件のいろいろな問題が論議されるわけであります。あるいは技術についても追求をされるということになるんですが、結果考

えてみますと、船が動くための動力を原子炉に

ある、まさにそのとおりであろうと存じます。

私ども、今原子力船「むつ」の乗組員につきま

しては、先生も御案内のこととりますが、主と

常に優秀な乗組員の方において願つておるわけでございます。その間、原子炉の運転技術あるいは

放射線管理の技術、こういったものを習得しているわけでございますが、具体的に申しますと、今までのところ、こういう訓練を積んだ方が二百数十名に上ります。そのうちで十数名の方は原子炉主任技術者、これは大変難しい資格でございますが、こういうものもお持ちになつておるというようなことで、大変心強く思つておりますし、また現在も鋭意努力していただいている状況でございます。

○小川(泰)委員 今お答えいただいたとおりで、私は、そこはこれからの技術を開発するなり何なりの大骨になる、錢金ではない、人が身につけた大事な技術、財産というものを、これから申し上げたいということを希望として申し上げながらも、いつもと大事にみんなで守り育てていかなければ技術といふものは前進をしない、こういうことになると思いますので、ひとつ十分な対応をこれからも愈々なくお願ひ申し上げたいということを希望として申し上げさせていただきます。

さて、もう時間もありませんので、これも長官によるんでしようか、今たまたま原子力研究所と事業団の一体化、それにかかる法律の改正をめぐりまして、現実に多少のトラブルを起こしました「むつ」という問題が絡み合つてここで論議をされおります。それも含めて、我が國の原子力政策の基本というものが、どうも陸上の問題からいろいろな問題を見ましたときに、日本の場合にもう少し本腰を入れて、いろいろな事象が起きたとしても余りふらふらしない基本姿勢が大変重要な時期を迎えていたのではないか、こういう印象を私は大変強く受けるのです。その基本姿勢さえしっかりとおりますならば、多少のタイムラグがあろうと、多少のトラブルがあろうと、十分な備えでこれに対応できるはずですが、こう思つておりますので、そこ辺を中心にしてお聞かせをお願い申し上げたいと思うのです。

その問題について、一、二具体的にさらに中身をついてみたいと思うのですが、どういう点かといいますと、先ほどの質問にしてもあるいは予算

を論議するときにはいたしましても、私、前回も申し上げましたとおり、何かどうも世の中の風潮といふものが物か金かということによつて、権益や権力といふもので安易に解決されようとする風潮が強過ぎる、こういう感じがしてならぬわけでござります。これは決まつたことですから、私はよしと申上げませんが、例えば電力三法一つとりまして、大きな意味合いで、ああいうお金が強過ぎる、どうもそういう金や物やといふことによって、大事な民族のエネルギー、新しい科学技術の開発といふものが一般的の認識としてそういう風潮がやや強過ぎるのではないか、私はこれませんが、どうもそういう金や物やといふことによって、大事な民族のエネルギー、新しい科学技術の開発といふものが一般的の認識としてそういう風潮がしてならぬわけでございます。

そういうもののを一つ頭に置きますならば、この辺で、多少手間暇かかったいたしましても、いわゆる原子力行政なら行政、政策といふものに対してじっくりと構えた検討をして一つの基本姿勢というものをしつかり出すべき時期に来ている、私はこう思つておられますので、こんな感じを持つておられる私が間違つておるのか、それともそろそろこの種の問題は全般にかかる問題でございます。そして、その分別をつけながら、そして平和利用という立場から原子力といふのをよく国民にわかつていただく、この政策が一番基本であろうと私は思います。そしてまた安全性についても、十分に政策としても技術としても確立されると同時に、國民にも理解をしていただく、そういう中で初めて原子力の具体的な利用と開発というものが進められると思ひます。

したがいまして、そういう中において原子力発電所をつくるとなるならば、温排水の問題等もございましょう。やはりいろいろ不安もつきまとわないとは申せません。そういう意味におきまして、まず地域に対する振興というような観点から、特に交付金等も考えていくことは政治としてもうなづけるところではないかと思ひます。あるいはまた補償につきましても、漁業補償等は、漁業権を放棄してもらう、消滅するということでござりますので、その生業にかかる経済の問題でもございまするから、これは適正な補償といふもののは当然経済行為としてもしなければならない。それだけですべてを解決するのではなくて、その前提として、原子力の平和利用の姿といふのをよく國民にわかつていただき、また地元の方にも

ます。そういう観点からも、私どもは、まず原子力の平和利用、これは一体どういうものなんですかといふの基本をよく國民に理解をしていましたが、これが一番大事であろうと思ひます。それなだくことが一番大事であろうと思ひます。それはできないことであろうと思ひます。

そういう意味におきまして、ただいま御指摘のよう、私どもは、まず原子力といふのはどうやら補償措置によって電源開発地帯あるいはその他の人たちの心をいやしたり、協力態勢をとらしたりといふことも一つの手法としてあるのかもしかりませんが、どうもそういう金や物やといふことによって、大事な民族のエネルギー、新しい科学技術の開発といふものが一般的の認識としてそういう風潮がやや強過ぎるのではないか、私はこぞうに、私どもは、まず原子力といふのはどういうものであるのか、そしてその平和利用はどういうものであるのか、さらには核爆弾あるいはそのものであるのか、さらにはまた核爆弾あるいは核兵器といふのとはどういうものであるのか。原子力発電所で核の分裂をさせてエネルギーを取り出す、これが直ちに原爆につながるようなそういう不思議なイメージをとく持たれがちでまいりました。

こういうものをすつかりよく理解をしていただいけて、その分別をつけながら、そして平和利用といふ立場から原子力といふのをよく國民にわかつていただく、この政策が一番基本であろうと私は思います。そしてまた安全性についても、十分に政策としても技術としても確立されると同時に、國民にも理解をしていただく、そういう中で初めて原子力の具体的な利用と開発というものが進められると思ひます。

したがいまして、そういう中において原子力発電所をつくるとなるならば、温排水の問題等もございましょう。やはりいろいろ不安もつきまとわないとは申せません。そういう意味におきまして、まず地域に対する振興というような観点から、特に交付金等も考えていくことは政治としてもうなづけるところではないかと思ひます。あるいはまた補償につきましても、漁業補償等は、漁業権を放棄してもらう、消滅するということでござりますので、その生業にかかる経済の問題でもございまするから、これは適正な補償といふもののは当然経済行為としてもしなければならない。それだけですべてを解決するのではなくて、その前提として、原子力の平和利用の姿といふのをよく國民にわかつていただき、また地元の方にも

○岩動国務大臣 原子力につきましては、日本は広島、長崎という世界で類例のない被害を受けたことがあります。したがって、原子力に対する異常なほどまでのセンシティブな国民であると思ひます。

○小川(泰)委員 こう思つておられるべき姿、こう考えたいというようなことをお聞かせ願えればありがたいな、こう思ひます。

○岩動国務大臣 原子力につきましては、日本は

ちや出でてくる。こうなりますと、一つ一つかかってやりとりすると大変すぎますといったいいますか、何かどうもそういう論議が多くなりそうな気がしてならないのです。そういう問題を取り扱う場ではあるほど、もう少し夢やロマンがこういうものの前提になればならない。すなわち、自然と科学と人間という三者が一体になつてそれが受け持つべき立場を、これから二十一世紀に向かって科学技術を進めようとすればするほど、ますますそれに対応して人間らしさの温かみといいますか、かつてはお月様が出れば、我々の時代はあそこにウサギがもちついてるんだよ、ああそなかなというので、月見の一つもやるかという風流もそこに生まれてきた。こういうものがどんどんなくなつて、人も飛んでつちつた、あれはこううだよと、昨今人の気持ちの中に映つてくるいわゆる自然現象、こういう乖離現象がある。ややもすると、一つのことを突き詰める余り、人間が人間として生きようとする問題と乖離して別々に走っていくという傾向へすらもいきかねまじいなという感じを私は持ちますので、せひひとつこれらあたりの論議は、時間やいろいろな問題がおりなんでしょうか、そういう側面を常に人の心の中に置きながら、科学技術は何のために存在するんだというふうな論点から、この種のものは少しおおらかに、しかも血の通つた格好で進めていくみたいに、こんな所感を持つております。一言だけ申し添えて、私の質問を終わります。

○大野委員長 工藤晃君。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止する、こういうかたい決意を込めまして、また日本学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自主という三原則を明瞭にしており、その原子力基本法の中に日本原子力研究所というものを原子力の開発機関として位置づけている。したがいまし

てやりますと、一つ一つかかってやりとりすると大変すぎますといったいいますか、何かどうもそういう論議が多くなりそうな気がしてならないのです。そういう問題を取り扱う場ではあるほど、もう少し夢やロマンがこういうものの前提になればならない。すなわち、自然と科学と人間という三者が一体になつてそれが受け持つべき立場を、これから二十一世紀に向かって科学技術を進めようとすればするほど、ますますそれに対応して人間らしさの温かみといいますか、かつてはお月様が出れば、我々の時代はあそこにウサギがもちついてるんだよ、ああそなかなかなというので、月見の一つもやるかという風流もそこに生まれてきた。こういうものがどんどんなくなつて、人も飛んでつちつた、あれはこううだよと、昨今人の気持ちの中に映つてくるいわゆる自然現象、こういう乖離現象がある。ややもすると、一つのことを突き詰める余り、人間が人間として生きようとする問題と乖離して別々に走っていくという傾向へすらもいきかねまじいなという感じを私は持ちますので、せひひとつこれらあたりの論議は、時間やいろいろな問題がおりなんでしょうか、そういう側面を常に人の心の中に置きながら、科学技術は何のために存在するんだというふうな論点から、この種のものは少しおおらかに、しかも血の通つた格好で進めていくみたいに、こんな所感を持つております。一言だけ申し添えて、私の質問を終わります。

○大野委員長 工藤晃君。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止する、こういうかたい決意を込めまして、また日本学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自主という三原則を明瞭にしており、その原子力基本法の中に日本原子力研究所というものを原子力の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基準というのは、原子力委員会、原子力安全委員会の議決を経て内閣総理大臣が定めるこれこれの基準でありますけれども、それでは、原子力船事業団と原子力基本法との関係は一体どうなつてそれでしょう。

○中村(守)政府委員 現行の原子力船研究開発事業団法第一條にありますように、「日本原子力船研究開発事業団は、原子力基本法の精神にのつたり、原子力船の開発及びこれに必要な研究を行つたり」ということで、原子力基本法の精神にのつたり行う、こういう機関でございます。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

大臣が定める」、そこにはかなり違ひがあるので

ないでしようか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針

を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止す

る、こういうかたい決意を込めまして、また日本

学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自

主という三原則を明瞭にしており、その原子力基

本法の中に日本原子力研究所というものを原子力

の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基準といふことでございますが、原子力船研究開発事業団につきましては、当初時限立法的なところも准というのと、原子力委員会、原子力安全委員会の議決を経て内閣総理大臣が定めるこれこれの基準でありますけれども、それでは、原子力船事業団と原子力基本法との関係は一体どうなつている本計画に基づいて行わなければならない、こうな

でしようか。

○中村(守)政府委員 現行の原子力船研究開発事

業団法第一條にありますように、「日本原子力船

研究開発事業団は、原子力基本法の精神にのつ

たり、原子力船の開発及びこれに必要な研究を行

つたり行う、こういう機関でございます。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

大臣が定める」、そこにはかなり違ひがあるので

ないでしようか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針

を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止す

る、こういうかたい決意を込めまして、また日本

学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自

主という三原則を明瞭にしており、その原子力基

本法の中に日本原子力研究所というものを原子力

の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基

準といふことでございますが、原子力船研究開発事

業団につきましては、当初時限立法的なところも

准といふことでござります。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

大臣が定める」、そこにはかなり違ひがあるので

ないでしようか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針

を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止す

る、こういうかたい決意を込めまして、また日本

学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自

主という三原則を明瞭にしており、その原子力基

本法の中に日本原子力研究所というものを原子力

の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基

準といふことでござります。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

大臣が定める」、そこにはかなり違ひがあるので

ないでしようか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針

を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止す

る、こういうかたい決意を込めまして、また日本

学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自

主という三原則を明瞭にしており、その原子力基

本法の中に日本原子力研究所というものを原子力

の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基

準といふことでござります。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

大臣が定める」、そこにはかなり違ひがあるので

ないでしようか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針

を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止す

る、こういうかたい決意を込めまして、また日本

学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自

主という三原則を明瞭にしており、その原子力基

本法の中に日本原子力研究所というものを原子力

の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基

準といふことでござります。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

大臣が定める」、そこにはかなり違ひがあるので

ないでしようか。

○中村(守)政府委員 お答えいたしました。

○工藤(晃)委員 私は、まず政府提出のこの法案の概略について伺います。

その最初の点は、原子力基本法はその基本方針

を平和的目的に限る、軍事的利用を絶対に禁止す

る、こういうかたい決意を込めまして、また日本

学術会議の意見も尊重しまして、公開、民主、自

主という三原則を明瞭にしており、その原子力基

本法の中に日本原子力研究所というものを原子力

の開発機関として位置づけている。したがいまし

て、原研、日本原子力研究所の方の業務運営の基

準といふことでござります。

○工藤(晃)委員 なるほど「精神にのつとり」と

いうことは入つております。しかし、原研の方が

原子力基本法そのものの中にはつきり位置づけら

れているのと違いまして、「精神にのつとり」、私

もよくこの精神という言葉は使います。こういう

ことの精神を重要視しなければいけない。しか

し、精神にのつとりというのは大変広く使われる

ものであります。明らかに原子力基本法そのも

のの本筋からは若干外れていると見られて仕方が

ないので、それは事業団法にある事業団の業務運

営の基準の方を見ますと、「原子力委員会の決

定を尊重しなければならない」と、主務大臣が計

画をつくるけれども「決定を尊重しなければなら

ない」。それで、原研の方は明らかに「原子力委

員会及び原子力安全委員会の議決を経て内閣総理

をやつしていくというのと、もう一つは、「原子力委員会の決定を尊重し」というような、明らかに二元的な形になつていくわけですね。

しかも、いわゆる原子力船関係について言いますと、じやなぜ原子力安全委員会というものは外されてしまうのでしょうか。その辺についてだけお答えいただきたい。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

御質問が、先ほどの御質問につながった前半と後半と二つあるかと思いますが、前半の件につきましては、確かに当時の原子力局長の答弁がございますが、この質疑を拝見いたしましたと、要は

「意見をきいて」とあるのは尊重するという言葉の意味合いを御質問されておるわけでござります。具体的に「議決を経て」ということとの対比において御質問があつたわけではないようございます。「意見をきいて」とか尊重するという言葉を法律的に文字どおり解釈すれば、まさにこれは行政の裁量権を否定する言葉ではございませんで、行政の裁量権があるという言葉でござりますので、そのことを申し上げたものだらうと思います。したがいまして、その「議決を経て」との比較において遵守の度合いが低いということを述べたものではないと理解いたしております。あくまでも「決定を尊重」すると「議決を経て」といふのは、先ほど御答弁申し上げましたように、組織論上の理由による形式上の相違というぐあいに私どもは考えておる次第でございます。

それから後半の、安全委員会のかかわりが原子力船に関する基本計画にはないのはおかしいのではないか、こういう御質問でございます。原子力研究所は、我が国の原子力政策のあらゆる部門において総合的な、基盤的な研究を進める機関でございますので、そういう意味では、我が国の原子力開発利用政策、その中には、当然のことながら安全規制というものがどうあるべきかということもござりますし、その安全を推進するための安全研究はどうあるべきか、こういう問題も入ってまいりますので、当然ながらそちらの基本計画に

は安全委員会も関与するわけでございます。原子力船の基本計画に関しましては、特にそういう安規制上の観点からこのプロジェクトを決めるといふよりは、原子力船の開発に必要な研究をどのように方法で進めていくかというこの計画でござりますので、そういう意味で安全委員会がこちらにはかかわってこないわけでございます。具体的に、例えば舶用炉の実験炉を陸上につくると同時に安全委員会がかかわつてくるわけでございま

す。

○工藤(晃)委員 そんなことを言つても、例え事業団がこれは舶用炉の研究テーマで委託しているのですが、改良舶用炉に適用する安全基準の作成に関する調査、これは石橋に委託しているのですが、現に原船事業団でも安全問題というのをやりになつてているわけでしょう。それから、原研ではもともとJ R R 4ですか、舶用炉の研究用に設けられまして、それで今度仮にこういう法案が実行されまして、ここで舶用炉も研究するということになりますと、これは原子力委員会そして原子力安全委員会の議決を経ないところの、それで運輸大臣がかわるところの計画によつて動かされる、こういうことにさせなつていくのではないのですか。

それで、私がここでつきりさせたいのは、もともとこの研究所と事業団、法律の性格からいいましても、片一方は原子力基本法にはつきり位置づけられて、片一方は外にある。その規定をそのまま持ち込むから、一つの研究所、原研ですら新しい指導ルートとかあるいは基準を持ち込まなければいけないと思つてます。事業団の方はなつてないわけですね。そうすると、原研の方に吸収合併される事業団の法体系を統合するなら、当然これがそのまま続いていいのです。それが、事業団法の方にならてしまつて、この欠格条項は事業団法の方に変わってしまった、これが一つ。例えば「役員の兼職禁止」、これは原研法の十六条にあります。ところが事業団法の十七条、やはり兼職禁止なんですが、「ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」

○工藤(晃)委員 今の答弁からいつてもよく説明できないと思うのですよ。今の事業団だって、「むつ」だけでなしに研究ということになつてきていますね。それで、当然安全問題もやらなければいけない、動燃のことは、今ここでやりますといろいろやかましくなりますから、これは私、外しておきます。問題は日本原子力研究所、そこへ吸収合併みたいにして入つてくる、それを機会にして、原研の業務基準が一番根っここのところでこういうふうに変わつていつたり、安全委

員会とのかかわりの問題が、少なくとも舶用炉とかそういうものに関してはあいまいになつてくることは許されないと私は思うのです。

それで、そういう意見は意見としまして、もう少し法案に即して、大変時間がないので残念でございますが、大変平たく言うと、今度のこの統合といふのは、日本原子力研究所法の改正案ですか、も違つた書き方が出るはずですが、明らかに二元的になってくるということになりますと、原子力基本法の中の一番大事な研究機関ですから、その性格が変われば基本法そのものの性格も若干ずれてくるということを私危惧するのですが、どうで

しょうか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

今お話しの中で、現在の事業団も安全上の問題で委託しているからというお話をございましたが、もちろん原子力でございますので、どんな原子力施設のプラントの研究開発を進める場合でも、安全性を抜きにして技術開発というのはあり得ないわけでございまして、常にその開発と安全とは裏腹になつてゐるわけです。ただその見方

が、まさに開発に付随する安全問題と、安全を規制するという立場から物事を進めていくかといふことの違いがございます。現に、動力炉・核燃料開発事業団のいろいろな計画は原子力委員会だけ

でございまして、それに関係する安全問題はいわば原子力委員会と安全委員会と両方がかかわります基本計画で定めていくということでございまして、規制という立場があるかどうか、それから開

発と一体となつての安全問題であるか、そこで違

いますね。そうすると、原研法の方に吸収合併される事業団の法体系を統合するならば、当然これがそのまま続いていいのです。それが、事業団法の方にならてしまつて、この欠格条項は事業団法の方に変わってしまった、これが一つ。例えば「役員の兼職禁止」、これは原研法の十六条にあります。ところが事業団法の十七条、やはり兼職禁止なんですが、「ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」

こうなつております。

やはり研究所の性格を決めるのに、役員とかどういう構成にするかというのは非常に大事なんですが、今言つたように、原研それから事業団とあつて、法体系が若干違つて、それで、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」

やはり研究所の性格を決めるのに、役員とかどういう構成にするかというのには非常に大事なんですが、今言つたように、原研それから事業団とあつて、法体系が若干違つて、それで、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

あるこちらに法体系を合わせるというのならわかるけれども、吸収される側に法体系を合わせていくというのは全く納得できないし、そういうことからいえば、原研の事業団化ということを言わ

しての大きな欠陥があると私は思うのですが、どうでしょうか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

今のお先生の御質問は、原子力研究所法を原子力船事業団法の方に倣つて直したんじゃないのか、そういう発想から出でてくる御理解のようでござります。基本的に、原子力船事業団法に合わせたとい

うことではございませんで、役員の欠格条項にし

たものでございます。

役員の兼職禁止規定にしろ、最近の立法例がすべてこうなっておりまして、法律を新しく改正する際には近時の立法例に倣うという趣旨で改正し

たものでございます。

例えば、役員の欠格条項につきましては、役員にできるだけ広く人材を登用するという立場でございまして、欠格条項的なものはできるだけ必要最小限度にとどめられるべきであるという観点か

ら、例えば政府、地方公共団体の職員について

は、これは職務に専念するという義務を有してい

ることにかんがみ、また、この事業団と特別の官

利関係にあるような當利法人の人は、これは避けなければいけないというような点があらうかと思

いますが、そうでない人まで一律に、例えば當利

事業に従事している人だからということだけで一

律に禁止するのはいかがだろうか、そういうこと

から近時の立法例ではすべて、役員の欠格条項に

しる兼職禁止条項にしろ、今回御提案申し上げま

した法案に規定されているようなものになつてい

るわけでございます。今回の法の改正に際して、

この点を最近の立法例に倣つて改正したというこ

とでございまして、決して事業団法に合わせて直

したことではありません。しかし、現実の問題として原研法というものと事業団法といふものが二つあって、これらの問題に関する規定が具体的に違うし、しかも役員の兼職禁止のところなどは極めて大事な問題がありますね。

利害関係を持っている団体だとか企業だとかのつながりがどう入ってくるかという問題にもかかわ

ることではございませんで、そのことは原研の性格にもかかわる問題である。そういうときに、二つの法体系で違があるものを、それこそ主体の方に合わせないで入つてくる側に合わせるということを現実にやつているわけです。だから、これは大きな問題をはらんでいると見なければいけませんが、それは、今私が挙げたことだけではありません。

例えば、原研法には三十二条に補助金の規定がございます。もちろん事業団法にはありません。今度どうしたかというと、やはり事業団法に合わせて補助金のことを削除すると言います。あるいは、これは何か細かいことに見えるようになりますが、いろいろ考えると問題が出てきますが、余裕金の運用の問題もやはり今度は事業団法にならしていく、こういうことになりまして、違う結果が歴然と見られるのです。

私は、時間の限りこの問題をもう少し明らかにしていきたいと思うのですが、私が申し上げたのは今まで見た法案の中身、概略にすぎませんが、それを見ても、原子力基本法があつて原研がつくられて、そして三原則を守るのだと書かれていた。そこへもう一つ、二元的な運営基準が入り出し、そぞろにいろいろ組織などに關して言っていますと、今度は事業団的な性格という方へならしていくことになつてきますが、それで果たしてこの実験がやれるのかどうか、これもさっぱりわけがわからぬ。

こういうことで、明らかにここには大きな過去のむだがあつたということをはつきり認めて、この問題に決着をつけていることがどうしてもなければならないと思うのです。私はもちろん、科の問題に決着をつけていることがどうしてもなければならないと思うのです。私はもちろん、科の問題に決着をつけていることがどうしてもなければなりませんが、今後取り扱いつづけては、近の立法例に倣つて原研法は改つて、先生先ほど御指摘の金額等の計画につきましては、旧来事業団等で試算をしていたものでございません。今後の問題については十分に検討を進めています。それから、今後の原子力船の研究開発の展望でござりますが、これにつきましては、原子力委員会として「むつ」の成果を活用して改良型の船用炉の研究開発を進めるということでございまして、ただ、従来のように大分先の目標を立ててそれを向かつて邁進するということよりも、やはり段階的、着実に進むべきであるという基本に立ち返りまして、現在は改良船用炉につきましてはまず概念設計をして評価研究をしよう、そしてその結果と「むつ」による船用炉の海上におけるいろいろな実験データー、そういうものを踏まえてその先の研究開発計画を決めていく感じであります。

これまで「むつ」をつくつてやっていくという開発をどうするかという問題になりますね。それでその中も考えてみると、私は三つばかり問題があると思うのです。これまで「むつ」をつくつてやっていくといふのがもう一つあると思います。そうして三つ目の問題としては、それでは原子

ね。それで、こういうことを改めて関係者の前で言うのも、私が好んで言うわけじゃありませんけれども、実際に「むつ」が動いて実験したというのは二十年のうち七日間にすぎない。しかも、当初六十億というのが六百億にも膨れ上がりてしまつて、その意味で言えばこの二十年間をむなしく過ごしてきましたが、先ほどの原子力委員会の新しい方針などを見ますと、これからさらに実験航海をやつていくのだ、そのためいろいろ新しい港をつくる。その費用を聞きますと、六百億とも一千億ともいろいろ言われるようになります。

それから「むつ」の研究成果につきまして、過去多くの時間と費用をかけながら成果が上がらずということにつきましては、いろいろ各方面から御批判もいただいており、我々も反省をしておるところでございますが、今後の取り扱いつづけては今検討を進めているところでございまして、先生先ほど御指摘の金額等の計画につきましては、旧来事業団等で試算をしていたものでございません。今後の問題については十分に検討を進めています。それから、今後の原子力船の研究開発の展望でござりますが、これにつきましては、原子力委員会として「むつ」の成果を活用して改良型の船用炉の研究開発を進めるということでございまして、ただ、従来のように大分先の目標を立ててそれを向かつて邁進するということよりも、やはり段階的、着実に進むべきであるという基本に立ち返りまして、現在は改良船用炉につきましてはまず概念設計をして評価研究をしよう、そしてその結果と「むつ」による船用炉の海上におけるいろいろな実験データー、そういうものを踏まえてその先の研究開発計画を決めていく感じであります。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

先ほどの御指摘で、補助金規定と余裕金運用が事業団法に倣つて改正されているじゃないかといふことがございましたが、原子力船事業団法は昭和三十八年、原研法は昭和三十一年とかなり制定されましたが、やはり事業団法に倣つて原研法は改つて、その意味で言えばこの二十年間をむなしく過ごしてきましたが、先ほどの原子力委員会の新しい方針などを見ますと、これからさまざまに実験航海をやつていくのだ、そのためいろいろ新しい港をつくる。その費用を聞きますと、六百億とも一千億ともいろいろ言われるようになります。

それから「むつ」の研究成果につきましては、過去多くの時間と費用をかけながら成果が上がらずということにつきましては、いろいろ各方面から御批判もいただいており、我々も反省をしておるところです。今後取り扱いつづけては、先生先ほど御指摘の金額等の計画につきましては、旧来事業団等で試算をしていたものでございません。今後の問題については十分に検討を進めています。それから、今後の原子力船の研究開発の展望でござりますが、これにつきましては、原子力委員会として「むつ」の成果を活用して改良型の船用炉の研究開発を進めるということでございまして、ただ、従来のように大分先の目標を立ててそれを向かつて邁進するということよりも、やはり段階的、着実に進むべきであるという基本に立ち返りまして、現在は改良船用炉につきましてはまず概念設計をして評価研究をしよう、そしてその結果と「むつ」による船用炉の海上におけるいろいろな実験データー、そういうものを踏まえてその先の研究開発計画を決めていく感じであります。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

政策方針を持たなければならぬのか。こういふことがまず明らかにされないで、ともかく事業団と原研を先に統合してしまおうというのは、もう逆立ちしているのじゃないか。順番が逆ではないか、このように考えますが、どうでしょうか。

先生の御指摘は、恐らく「むつ」の取り扱いが決まらないうちに、こういう統合法案を出すのはいかがかという御指摘かと思いますが、いずれにしろ、「むつ」の取り扱いがなんにかかわらず長期的展望をいたしますと、我が国の原子力船の技術の基盤というものは確立しておく必要がある、そういう立場から原子力船についての研究開発はどういう方法にせよ継続していくという基本は政府として持っておりますので、その線に沿っていくならば、原子力船事業団を幅広い原子力の各分野にわたる総合能力のある原子力研究所と統合して、この問題についての研究開発を進めていくのが適当であろうか、こういうことで今御審議をお願いしている次第でございます。

○工藤(晃)委員 今の答弁でまた先ほどの私の質問に対しても蒸し返しがあったのですが、日本原

子力研究所に対して補助金がある。これは、恒常的な研究をやっていくところの補助金といふものと、何か「むつ」みたいにプロジェクトを抱えてどかと金を出してやるとのと、研究所の性格にかかることがあります。ですから、立法時期が違うから後の方に合わせた、これは法制局がそういう趣味を持っているのかどうか知らないのですが、その法律というのは、それをつくったときにはちゃんと法制局も入ってつくっておいて、後で少しスタイルが古臭くなつたから変えるなん

というのは、これは少し僭越だと思うのですね。そういう考え方だったら、それは私は誤っていると思います。だけれども、さつき言つたように、

私は、補助金の問題だけなしに一連の問題で、少なくとも原研法と事業団法で違う点、重要な違

う点についてはすべて事業団法にならしたということが重大だということを指摘しているので、またこれをやると、これだけで私の質問時間がなくなると大変困りますので。

しかし、私が今質問したのは、長官に答えていたときのものです。というのは、「むつ」を廃止するか、あるいは原子力委員会の懇談会が出した

ように実験航海させる、長い長い海の旅をやらし

て、帰ってきて、それから廃船というのと、これを今後決めようというわけでしょう。しかし「むつ」をやっぱり廃船してこうするというのは、こ

れは戦後の原子力船開発政策、計画の大きな変更じゃないですか、「むつ」を今廃船しなければならないという議論が出てているのは、そのように、

今「むつ」問題をきっかけにして、日本で原子力船の開発あるいは船用炉の開発と言つていい感じで、それではともかくこういう統合をやってやつてしまいましょうというの順番が違うではないでしょうか。

○岩動(國務大臣) まず私どもは、原子力船「むつ」の研究開発につきましては、日本の置かれておる立場から、「むつ」による船用炉の研究開発、

実験は必要であるということで今日まで進んでもいたわけでございますが、五十九年度の予算編成の段階で、各方面からのいろいろな御意見も出

てまいりましたので、改めて政府としても「むつ」のあり方については検討して、夏までに結論を出します。しかしながら、いすれにいたしま

して、日本としては船用炉の研究開発は必要でありますけれども、その前に問題なのは、

さつき私が提起した三つの問題ですね。「むつ」にあらわれた大きなむだ遣い、これをどうするのかということの決着、それから、日本で

それならば原子力船の開発をどういう方針でやつていくのかという、こういう問題もはつきりさせ、あわせて原子力研究全般のあり方、「むつ」問題に露呈されたいろいろの欠陥をどう克服していくのかということをはつきりした上で、そのためにはこういう組織が必要、こういう統合形態が必要となるということになつていくのが筋道なんですよ。

それは、世の中で何か会社合併してあるいは新しい会社をつくるときには、こういう事業、

こういう方針というのがあってそれがつくられるのであって、ともかく合併してしまつてから何を

やるかを考えるというようなことは、これは世間のものではないかといふような御論も当然ある

もしくは廃船ということになつたならば統合する必要はないかと思います。しかしあんほど申したように、私どもは、船用炉の研究開発と原子力船の研究開発

ということは「むつ」によろうと何であろうと必ずしも離れてはいるわけではありません。

また、これは日本原子力研究所の側からいつても、結婚する相手が一体財産を持つてくるのか借

り、常識じゃ通りません。

また、これは日本原子力研究所の側からいつてもここではつきりさせていきたいと思うわけです。

そういう点で、報告の中には政策上の問題点、組織上の問題点、技術上の問題点、契約上の問題

点、こういうことが指摘されたんですが、それぞれについてどういう改善をやってきたか伺いたい

と思います。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

大山委員会報告書は、原子力船開発を軌道に乗せるために非常に貴重な御意見でございまして、政府としてもこれを十分に尊重して改善を図つてまいるところでございます。

まず政府の体制問題として、いわゆる原子炉の監督体制、この設計、施工、監督に至る規制体系に問題があるという御指摘がございまして、これにつきましては安全規制の行政体制を整備強化するということで、科学技術庁におきましても原子力安全局を独立させましたし、さらに、その後の原子力行政懇談会の結論を受けまして原子力安全委員会を設置する。さらに各省間に、いわゆる基本設計の段階と詳細設計の段階と申しましようか、そういうぐあいに二段階に分かれていたものをそれぞれ一元的にするということで、発電炉については通産省、研究炉については科学技術庁、そういうような一貫化の体制をとったわけでございます。

それから事業団の組織につきましては、単なる事務処理機関的性格のものから一層技術的な能力を持つたものに改めるべきである、こういう御指摘を受けました。この御指摘を受けまして、まず事業団におきましては責任ある指導体制を確立するということで、五十年に役員を一新いたしました。役員の中には原子力の経験豊富な技術的素養もある方を迎えて、指導体制を強くしたといふこと。それから事業団の技術部門につきましても、安全検査を実施いたします技術第一課、それから遮へい改修を行います技術第二課というふうな形で、この技術部門を強化した次第でございます。

さらに、技術面におきましては、「むつ」の原子炉部分につきまして全面的に再検討を行いました

て、遮へい改修工のみならず安全総点検を行つて、しかもこの安全総点検に当たりましては、第三者の専門機関によりますチェックを受けて実施をいたし、必要な改修も行つたところでございます。

それから契約面のことにつきましては、事業団の開発責任者としてのあり方に問題があるという御指摘を受けておりまして、この反省に立ちまして、今回行われました遮へい改修工事の実施に当たりましては、事業団が基本設計から詳細設計まで、いわば設計については責任を持つ。炉部分と船体部分とで二つのメーカーに分かれることもございますので、事業団が設計については責任を持って遂行する、こういう形で責任範囲の明確化を図つた。こういうようなことを行つた次第でございます。

○工藤(晃)委員 時間も迫つてまいりましたが、それならば今、技術部第一課、第二課は何人おられますか。

○野澤参考人 現在、研究開発室には専任の技術者が七人おります。技術部には専任の技術者が十七人おります。

○工藤(晃)委員 それだけの体制というのは、前よりか少しふえたよう見えますが、これは佐々木周一氏が「原子力船の歴史」などにも書いておりましたが、西ドイツの原子力研究所は五百人ぐらい技術者がいて、三百人ぐらいは博士号だとよく書いてあります。つまり博士号などとよく書かれておりますが、ともかく構えがそもそも違つて、一時は原子炉課とか部とかいうのさえなくしてしまつた、こういうお粗末なことなんですね。

そういうことで、実は時間がなくなりましたので、あと一問だけちょっと伺いたい。

それは、先ほど小澤委員からの御質問がありまして、私も大事だと思いまして、また後で御答弁して、私も大事だと思いまして、また後で御答弁になると思うのですが、この問題でメーカーの方が実際は決まった仕様書、スペック、それを守らなければなりませんということがあった、それで欠陥が起きた、そういう話を伝えられております。それは事実なんですか。そのことだけお答えください。

い。

○福永参考人 メーカーの方がスペックを守らな

いでつくったということは、私承知いたしております。お手元に持つたというようなことは、私承知いたしておりません。

○工藤(晃)委員 時間が参りましたので、また別の機会に質問を続けさせていただきたいと思いま

す。

○大野委員長 辻一彦君。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

○辻(一)委員 最初に、アメリカとドイツにおける原子力船開発の現状についてちょっとお伺いします。

○野澤参考人 時間も迫つてまいりましたが、

○工藤(晃)委員 お答えいたしましたが、それならば今、技術部第一課、第二課は何人おられますか。

○野澤参考人 現在、研究開発室には専任の技術者が七人おります。技術部には専任の技術者が十

七人おります。

○工藤(晃)委員 それだけの体制というのは、前よりか少しふえたよう見えますが、これは佐々木周一氏が「原子力船の歴史」などにも書いておりましたが、西ドイツの原子力研究所は五百人ぐらい技術者がいて、三百人ぐらいは博士号だとよく書いてあります。つまり博士号などとよく書かれておりますが、ともかく構えがそもそも違つて、一時は原子炉課とか部とかいうのさえなくしてしまつた、こういうお粗末なことなんですね。

そういうことで、実は時間がなくなりましたので、あと一問だけちょっと伺いたい。

それは、先ほど小澤委員からの御質問がありまして、私も大事だと思いまして、また後で御答弁して、私も大事だと思いまして、また後で御答弁になると思うのですが、この問題でメーカーの方

時期を待つていろいろいうような状況にあらうかと

思います。

○辻(一)委員 ちょうど十年前ですが、私は参議院の国会派遣で一ヶ月ほど歐米の原子力施設、政府の責任者にずっと会つたことがあります。四十九年の九月ですが、当時西ドイツでは日本の「むつ」の扱いがどうなるかということに非常に深い関心を持っておりました。帰つてから科技で「むつ」についての放射線、高速中性子の遮へい問題について論議をした覚えがありますが、あれからちょうど十年たっております。今御説明のように、アメリカはもちろん、ドイツのオット・ハーンは既に実験船としての成果を上げて五十四年には運航停止をしておりますが、新しい商船用の船舶炉が設計が終わっているという御報告であります。言うならば、我が國はこの面で、「むつ」の扱いがどうなるかとということに非常に深い関心を持っておりました。帰つてから科技で「むつ」についての放射線、高速中性子の遮へい問題について論議をした覚えがありますが、あれからちょうど十年たつております。今御説明のよ

うに、アメリカはもちろん、ドイツのオット・ハーンは既に実験船としての成果を上げて五十四年には運航停止をしておりますが、新しい商船用の船舶炉が設計が終わっているという御報告であります。言うならば、我が國はこの面で、「むつ」の扱いがどうなるかと

思います。西ドイツにおきましては、昭和四十三年に完成いたしましてから昭和五十四年の運航停止までの間に約六十万海里を運航いたしまして、二十ニカ国を訪問しているという実績を残しております。このオット・ハーン号につきましては、その後は原子炉を撤去いたしまして、現在一般の運搬船として運航していると承知しております。

それから米国におきましては、原子力第一船と西ドイツにおきましては、船の形態といてしましては貨客船でございま

す。昭和三十七年に完成いたしまして、昭和四十五年まで約五十万海里運航いたしまして、二十六カ国を訪問いたしております。サンナ号につきましては、現在燃料等を取り外しまして、ほかの港に移して博物館として利用しているというよう

に聞いております。

いずれにいたしましても、現在欧米先進諸国においては、現在燃料等を取り外しまして、ほかの港に移して博物館として利用しているというよう

に聞いております。

そこで、この放射漏れはどうして起こつたのかと、そういうことにつきましては、いわゆる大山委員会、「むつ」放射漏れ問題調査委員会で詳細に指摘もされております。そこで、この放射漏れはどうして起こつたのかと、そういうことにつきましては、いわゆるこれらの船に続く第二船においておきまして、まず、我々行政の立場におきましては安全規制の担当体制に一貫性が若干欠けていたということが一つ反省点でございます。

また事業団の人事面等におきまして、技術の開発体制というものが必ずしも十分でなかつたといふことが第二点として挙げられると思います。また第三点としましては、地元との意思の疎通が必

ずしも十分でなかつた、こういったような点を私どもは大きな反省点として考えております。

そこで、行政庁の安全問題に対する体制の立て直しということをまず第一にやつたわけでござります。その第一は、原子力安全局を昭和五十一年に設置いたしました。それから原子力安全委員会の設置を昭和五十三年にいたしております。いわゆる原子力委員会と分離して、別の立場から厳しく安全性を確保していくという体制ができるでござれによつて行政庁の安全に対する一つの大きな進展を図つたわけでございます。

また、事業団につきましては責任体制を確立する。当時若干人事の異動等におきましても配慮に欠けている点がなかつたとは申せません。したがいまして、この責任体制を確立するということ、また技術系の職員の増員を図るなど行つまして、事業団の技術部門を強化するということを行いました。

また、何と申しましても地元の御理解と御協力が必要でございます。これを深めるという意味におきまして、修理港の選定でありますとかあるいは関根浜の港をつくるということにつきましても、十分に地元とお話し合いをいたしまして、そうして地元の御理解をいただく。さらに、五者協定の中において具体的に本年の一月には私みずからが地元に赴きまして関係者と懇談をいたし、そして今後の「むつ」の進め方等についての基本的な御理解をいただく。こういうようなことで「むつ」の全体計画についても地元に御説明を申し上げ基本的な御理解をいただく、こういったような努力を払つてきたところでございます。

しかしながら、各方面からのいろいろな御意見もござりますので、政府としてはさらに改めて今年の夏までにこの「むつ」のあり方について再検討して結論を出したいたいということでござりますが、このような過去の経過と指摘、そして体制の再検討といふ中におきまして、今後ともこのような反省と体制を踏まえながら原子力船の研究開発を進めてまいりたい、努力をしてまいりたい、か

ように考へておるわけでございます。

○辻(一)委員 いろいろな反省点やまとめがあると思うのですが、私の考へるところでは、最大の問題は船用炉、原子炉の陸上における実験段階を十分経ていなかつたということが非常に大きな問題でないかと思います。

「むつ」に載つている原子炉は三万六千キロワットです。当時陸上には既に三十六万キロワットから八十六万キロワットまでが稼働し、百万キロワットの発電用原子炉が建設中であつた。そういう状況の中で三万六千キロワットという原子炉はそれほど大きなものではないのであって、陸上でもつと十分な実験ということを踏めばあのよくな勝敗をせずに済んだのではないだろうか、少しそういう面を急ぎ過ぎた感じがある、このように思いますが、これについてどのようにお考へですか。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のよう、陸上での原子力発電の施設も、既にアメリカを中心にして数々の原子力発電所が建設されており、我が国では美浜の原子力発電所等が建設中というような段階でございましたが、一般に国際的に見ましても、既に軽水炉の技術といふものがその当時といたしましてはかなり重要な要件があるわけでございますが、基本的には軽水炉であるというところから、陸上炉の評価がなされていてこととござります。船用炉につきましては、当然のことながら陸上炉と違う点がありますから、陸上ではできない面が一応考えられるわけですが、しかし宇宙開発にしても、宇宙でやることをもう陸上でいろいろな実験設備を使えばやれるという状況でありますから、海上において起り得るいろいろな条件等もかなり今までやれるのじやないか。もう少し陸上で実験段階を経ておれば、三万六千キロワットといえどもそんな大きなものではないですから、似たようなものをつくつて幾らも実験ができたのではないか。それを踏めばあれだけの時間と浪費せずに済んだ感じがしますし、今と當時とはかなり違いますけれども、當時を思い起こしてもう少し彼らの必要があつたと思ひますが、再度その点いかがでしよう。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

不幸にして遅いの点が、陸上炉では経験し得ないような特異な狭い小さな炉であるところからバンナにいたしましても、陸上で特にそのための原型経験等を生かせば十分建設ができるという見込みでスタートしたわけでございます。アメリカのサントリーミング現象などについての例にもありますように、もう少し精密にやっておけばよかつたと

ていたということについてはまことに遺憾なことです。

そこで、これまで理解できなかつたといふことがあります。これにつきましても、原子力研究所のスイミングプールを使って実験は行つたわけですが、残念ながら、この現象と思われるものが発見されていながら、それが高速中性子によるものというところまで理解できなかつたといふことがあつたわけでございます。

○中村(守)政府委員 お伺いしたいと思います。

そこで、将来における船用炉の原子力船の実用化の見通し、経済性、これらを前提にして日本における原子力船開発のタイムテーブルなどのようになりますとなお研究しなければならない部門がたくさんござりますし、特に経済性という面からすれば今後大いに技術開発をしなければならない点もございます。今後は、陸上では実験し得ない海上での実験データを取得する、そういう意味で「むつ」を活用し、船用炉の陸上でできるいろいろな研究は陸上で進めていく、こういう形で今後の船用炉の開発研究に取り組んでいきたい、そのように考へておる次第でございます。

○辻(一)委員 今後のこととは後にして、確かに当時洋上でなければ波の揺れぐあいとかいろいろな点がありますから、陸上ではできない面が一応考えられるわけですが、しかし宇宙開発にしても、宇宙でやることをもう陸上でいろいろな実験設備を使えばやれるという状況でありますから、海上において起り得るいろいろな条件等もかなり今までやれるのじやないか。もう少し陸上で実験段階を経ておれば、三万六千キロワットといえどもそんな大きなものではないですから、似たようなものをつくつて幾らも実験ができたのではないか。それを踏めばあれだけの時間と浪費せずに済んだ感じがしますし、今と當時とはかなり違いますけれども、當時を思い起こしてもう少し彼らの必要があつたと思ひますが、再度その点いかがでしよう。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

結果論でございますが、確かにもう少し精密に実験をしておけばよかつた、先ほどの中性子のストリーミング現象などについての例にもあります

いう点はあろうかと思います。

○辻(一)委員 当時、多少時間をかけて段階を踏めという意見も私はあつたと聞いておりますが、これはこれからひとつ大事な反省点にぜひしてほしいと思います。

そこで、将来における船用炉の原子力船の実用化の見通し、経済性、これらを前提にして日本における原子力船開発のタイムテーブルなどのようになりますとなお研究しなければならない部門がたくさんござりますし、特に経済性という面からすれば今後大いに技術開発をしなければならない点もございます。今後は、陸上では実験し得ない海上での実験データを取得する、そういう意味で「むつ」を活用し、船用炉の陸上でできるいろいろな研究は陸上で進めていく、こういう形で今後の船用炉の開発研究に取り組んでいきたい、そのように考へておる次第でございます。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

○辻(一)委員 実用化のめどが二十一世紀の初めとすれば、初めというのはいつごろかわかりませんが、二十年とか三十年という時間が実用化前にまだあるように思いますが、かなり時間があ

る。今「むつ」は原子炉を動かしてその出力の一・四%ぐらいしか出していないのでありますから、現在ならば原子炉を引き揚げてもっと実験を陸上でやるという可能性があると思うのですが、これは後になればそういうことは非常に難しい。今なら原子炉を取り出して廃船にして、陸上でも一度実験を出直しする、そして着実にこれを積み上げていくという道があり得ると思います。こういう再出発を時間の点から見てやる余裕がまだあると思うのですが、これをやる考え方はないのかどうか、この点をお願いします。

○中村(守)政府委員 様お答えいたしました。

ちょっと先生の御質問が完全には消化し切れてない点もございますが、要するに「むつ」の炉を陸上に揚げて実験をしてみたら、こういう御質問かとも思います。「むつ」の炉を今陸上に揚げて実験することの意義ということになりますと、いろいろと検討しなければならない点が多くございまして、実態上難しかったといふ点がございまして、実態上難しかったといふ点が別途あります。しかし、「むつ」に期待しているあるいは「むつ」の炉に期待しているものは、あくまでも海上における動揺、振動、衝撃、こういった中で原子炉なり原子炉とタービン全体の船としてのシステムがどのように動作するか、それが設計で考えていたものとどう異なるかというデータを得ることが目的であり、またそれが貴重なデータとなるものでございまして、もし今から陸上で何か実験をやるということであれば、これから考えております改良型の船用炉の研究開発の段階でそういうことをしていくのが適当であろう。むしろ「むつ」につきましては、陸上だけでやってはなかなか得がないと思いますが、これはいずれにしてもなかなかです。

○辻(一)委員 これから要する経費等を考えると、陸上においてもう少し実験を踏まえた方がいいと思いますが、これはいずれにしてもなかなかです。

難しい問題だと思います。いずれにしても、原子力船の実用化の将来を考えると、アメリカやドイツあたりのでき上がりました。自前で積み上げていくという点については言えます。やはり原子力研究所と一緒にもの導入するということは絶対避けなければいけない。自前で積み上げていくという点が大変大事だと思いますが、この点については言うまでもないことですが、長官、自主開発をいかなる点でも貫いていくという点は間違いないですか。

○岩勤(國務大臣)

原子力の平和利用の中では、船においては研究の内容が大変複雑でございますので、やはり自分で、自分のもので研究開発、実験をするということが極めて大事だと認識をいたしておりますので、今後とも自主開発技術という点を前提として進めていきたいと思っております。

○中村(守)政府委員

それじゃ、仮に洋上でどうしても実験しなければならぬと言われるなら、法律は期限が来ておったのですが、むしろ事業公法の延長等によって本格的な取り組みをすべきであって、そういうものをやらずに原研との統合によってやつていく、こういう方向ならば、あくまで基本的な実験を原研で積み上げていく。いずれかをとるべきではないかと思うのですが、これらについて、社会党の方から提案されておりますが、一点伺いたいと思います。

○辻(一)委員

限られた時間の点から、さらにつけて伺いたいと思うのですが、原研の経済性の問題とかそういうところにポイントがあるようになりますが、この経済性それから社会党案の中では、廃船と実験の出直しということをおられる方の予算を浪費するといふことにはどうかというふうに私どもは政治的に判断いたします。つまり、安全性の問題、経済性の問題、将来性の問題でそれらを総合的に政治的な判断をいたしまして、自民党の中にも議論が起きておられるのか、一点お伺いしたいと思います。

○大原議員

けさほど社会党の対案を提案いたしましたわけですが、その中におきましても、清算段階で清算人が、清算の方法の一つといたしまして、原子炉を撤去して日本原子力研究所等に移して、行革終あるいは行政の簡素化という観点からかなり無理な形で統合を図っていくとするのじやないかという感じもいたしますが、長官、この点いかがでしょう。

○中村(守)政府委員

お答えいたしました。

原子力研究所で原子力船事業団のままで「むつ」の海上データをとつたらいじやないかというお話をございますが、御承知のように、もう第二船、第三船というぐあいな形での原子力船の開発が適當です。そういうのが我々の今の基本的姿勢でございます。そういうことで、「むつ」もそういう意味では今後の船用炉の研究データを取得するための船であるという一つの考え方立てるわけですが、これはいざれにしてもなかなかです。

○辻(一)委員 これから要する経費等を考えると、陸上においてもう少し実験を踏まえた方がいいと思いますが、これはいざれにしてもなかなかです。

○大原議員 けさほど社会党の対案を提案いたしましたわけですが、その中におきましても、清算段階で清算人が、清算の方法の一つといたしまして、原子炉を撤去して日本原子力研究所等に移すとともに、船は運輸省や商船大学で利用するというような方法が一つ考えられておる、補助エンジン等を増強いたしまして他に利用することもあるということを提案いたしておるわけですが、議論されました中で私どもが強調したい点は二つあります。

一つは、米国のサバンナ号にいたしましても言ふべきではないかと思うのですが、御承知のように、西ド・イツはオット・ハーン号ですが、これは原子炉を撤去しまして船体部は一般船として利用されておるわけあります。そういうことでありますから、私どもは清算段階で、いろいろ議論になりました点についても、それをもとにした上で、その問題でござります。

○中村(守)政府委員 解散の法案につきましては、私どもが提案申し上げておりますように、いざれにしましても原子力船の研究開発は続けていくと建前でございまして、原子力研究所に行つて、その研究能力を活用して、原子力船事業団の職員とともに今後の船用炉の研究開発を推進していくのが適切でないか、そう考えておるとこ

ですが、昭和五十六年に初めて科学技術振興調整費を三十三億円計上したのが今六十三億円になつておるわけですが、それも非常に微々たる増強の状況でございます。しかし、我々が議論いたしましたように、先端技術の新しい産業革命とも言うべき技術革新に対応する科学技術庁の大きな努力目標といたしましては、そういうところに全力を注ぐことが政治的に正しいというふうに私は思うわけであります。「むつ」の維持管理費だけでも二十億円で、これは十八億円の賠償は除いてあるわ

なつて進めていくということが今後の研究開発の大変大事だと思いますが、この点については言うまでもないことですが、長官、自主開発をいかなる点

に、事業団の体制で技術部門を強化したといいましても、今の分かれたままの体制では充実しがた

い点もございます。やはり原子力研究所と一緒に

も導入するということは絶対避けなければいけない。自前で積み上げていくという点が大変大事だと思いますが、この点については言うまでもないことですが、長官、自主開発をいかなる点

で、やはり自分で、自分のもので研究開発、実験をするということが極めて大事だと認識をいたし

ておりますので、今後とも自主開発技術というこ

○辻(一)委員 これは今聞くのは無理な感じがしますので、また後の論議のときに時間があればお願いしたいと思います。

時間の点から私この問題はここで切り上げて、通信衛星に関連して自主開発という点で一つだけお伺いしたい。それは、今長官の御発言でも、原子力船についても自主開発をどうしても貢くのだというお考え、これは私はどういう形であれとにかく大事なことだと思いますが、これと同じように通信衛星についても同様の考え方を貫くべきであると思いますが、どうか。今アメリカの方からアメリカ産の通信衛星を購入せよという非常に強い圧力がかかっている。そういう中で政府部内の意見もいろいろと揺れているということも新聞等で見ますが、自国産衛星による自主開発を貫く考

○岩動国務大臣 宇宙衛星の研究開発につきましては、私どもは從来とも自主開発を基本として進めていくくということで、先般の政策大綱改定に当たりましてもその線を貫いてきております。ただ、日本だけの力ではとてもできないという分野がござります。例えばスペースシャトルでありますとかあるいは宇宙基地計画とか、こういうものにつきましてはどうも今の日本の國力から見てもなかなか容易でない。したがつて、こういうものはむしろ先進のアメリカ等の計画に乗つかつて貴重な試験研究、実験を行つていく、こういうような考え方でございます。しかしながら、今世紀中には私どもは五十個余りの衛星を自主開発で打ち上げていく、そしてまたそのためのロケットも大型化していく、こういうようなことを基本路線として、自主開発を基本としてやっていくことは今後とも続けてまいりたいと思つています。

そういう中におきまして、アメリカにおきましては、特に昨年の夏以来通信衛星を買つたらどうかという強い要請が来ております。これにつきましては、私どもはまず通信に関する法案を新しくしてい

干重複する点があるかもしれません、お許しをいただきたいと思います。

第一に、原子力船「むつ」の出発から今日に至るまでの年表みたいなものをずっと見しながら、その中で、科学技術府長官でありかつ原子力委員会の委員長である長官や、あるいは日本原子力船研究開発事業団の方ではどのように反省をしていらっしゃるのであろうかということを、この際絶ざざしておかなければならぬのであろうと思ふのであります。

そこで、この原船事業団が発足をいたしましたのが昭和三十八年八月十七日でございます。四十七年九月に燃料装荷をいたしまして、そして大湊の母港の岸壁で第一回の臨界試験をやるとことになつて、そこでやろうとしたそれもできなかつた。そこで、湾内でやろうとしてもできなかつた。そこで結論としては、尻屋崎東方八百キロの海上でやるというようなことで、臨界に達したのが四十九年八月二十八日。ところが、設計値の千倍以上の放射線漏れが出来たのですから、八分の間に出てしまつた。そしてその結果、太平洋を五十日も漂流を続けてきた。結局、政府側あるいは事業団の方が委託をした学者では承知ができないといつて、漁協の方が委託をした学者がこれは帰つても差し支えないという説明をして、ようやく母港に帰つてこれたという経過を振り返りながら、そういうような事態が起つたら、原子力船「むつ」はもぢろんのこと、これから船舶用炉の研究開発の問題ももうお先真っ暗で、そういうような問題に二度と政治的に手をつけることは不可能になるということをまず第一に考えていかなければならぬ。そして、今の段階がどういうような状況に立ち至つているのであろうかということを深刻に考えながらその対応を迫られているのが原子力委員会でもあり、また研究開発事業団の皆さんでもある、あるいはまた我々国会の方にもそれが問われているんだというような意味においてお尋ねをいたしたいと思います。

究開発事業団というふうに名前が変わり、組織がえが行われてきた。それから今日までの間、今統合法案が出されようとしているわけでございますが、その間におきましてどういうような内容を研究されておいでになったのか、その実績はどのようなものがあつたのであらうか、このことをまず総括しておかなければならんじやないだらうかと思つております。衣がえをしてから、皆さんは第二の定係港をつくるためにそつちの方に頭を突っ込んでしまつて、研究開発というそちらの方にどのような実績が出来てきたのであらうかということについては我々は報告を承つていないのでございますが、その内容を反省の上に立つてお話しいただきたいのでござります。

○野澤参考人 お答えいたします。

事業団が研究開発を実施するようになりますから既に三年を経過しております。五十五年から予備的な調査が始まつておりますと、現在事業団が取り組んでおります研究開発の基本は、昭和五十四年に策定されました原子力委員会の原子力船研究開発専門部会のマスター・スケジュールにのつとつて進めているものでございます。本格的には五十六年から研究開発に着手しております。

五十六年五十七年は、一言で申しますと、五十八年に発注いたしました三つの種類の試設計を発注するための発注仕様の確定のための作業と言ふことができると思います。その中には各種の作業がござりますけれども、例えば、陸上の原子力発電所の炉心構成要素は現状どの程度の技術レベルまで到達しているか、今後の開発の方向はどういうことが考えられているか、設計をするに当たつての安全基準をいかに考えるべきか。御案内のとおり舶用炉につきましては、従前はIMCOと申しておりましたけれども、最近はIMOといふ國際機関がございまして、原子力船に関する安全基準を作業中でございます。現在確定した安全基準といふものはございませんが、一応設計を発注するについては、IMCOの例も引きながら、かくかしかじかの安全基準を考慮した上で設計を

進めるという発注スペックが必要でございますので、暫定的と申しますか事業団として考へられる安全基準を想定した上で試設計を発注しております。そういうような作業なりあるいは当然そのままになります。すべて網羅いたしまして、その設計思想の考え方、相互の比較検討等を行いまして、五十八年度には三つの形態につきまして三社に先ほど申しました試設計を発注した次第でございます。それが本年の三月三十一日をもって納入されまして、現時点ではそれらの相互比較あるいは経済性評価等々を行っている段階でございます。

○村山(喜)委員 その研究は現在の「むつ」の問題とどのような関係を持たせながらやつていらっしゃるのですか。新たにこの船用炉の、「むつ」の原子炉部分を積みかえる、そういうことを想定しながら一定の安全基準をつくる方向の中で問題をお考えになつていらっしゃるのですか。その中身の問題、目的は一体何ですか。

○野澤参考人 先ほど申しました五十四年に策定されました原子力委員会の原子力船研究開発専門部会のマスタースケジュールによりますと、五十六年から六十年度にかけてを第一期と考えておりまして、その間に今後想定される改良船用炉の設計概念を確立するというのが五年間の作業の目標になつております。したがいまして、今先生のお尋ねのような「むつ」の原子炉をそれによつて入れかえるとか、そういうようなものではございませんで、従来の「むつ」の設計も当然そのうちの一つに入つておりますけれども、オット・ハーンなりサンナなりあるいは設計作業だけで各種の作業が諸外国で行われておりますので、それらの設計例を十分比較検討した上で、次のステップとしての改良船用炉の設計概念を確立するために、現在三つの違ったタイプの船用炉についての比較検討を行つてゐる段階でございます。

○村山(喜)委員 それは次の世代の船用炉の研究開発ということになつてゐるようでございますが、そういう技術的な検討を重ねる中で、今の原

子力船「むつ」の船用炉というものを振り返つてみると、我が国で初めて開発をされた、自主開発の技術を用いましてのものでございます。したがいまして、当時はまだ未開発の分野で、しかも原子力潜水艦の軍事技術に関連もあるということがいまして、日本がこれまでの技術でございました。その後は、ウエスチングハウス社の方からはそういうようなものに対するコメントをもらうことはできなかつたという時代にあります。しかし、ウエスチングハウス社の方からはそういったつくりていった。そういう中から、私がこれからちょっとと質問をしてまいりますが、技術的にはもう四十七年ごろのものでございますから今日の時代から見たら相当おくれていた代物ではないかというふうに考へられるわけでございます。

三菱がつくりましてそして今日に至つておるわけでございますが、まず第一に、炉心の構造の中から船用炉であるという意味において燃料棒とそなうな構造物になつてゐるからこそ、高速中性子が飛び出していくという現象を炉自身が構造的に持つてゐるのではないか、これが第一点の疑問でございます。

第二点は、その時代はまだジルカロイの製品がなかつたのか、あるいは船用炉に積むという技術的な問題で、負荷変動に追従をする、そういうような出力の制御的な意味を含めたものであつたのかどうかわかりませんが、ステンレスの燃料棒を用いているという現象を炉自身が構造的に持つてゐるようないわゆる経年変化に伴なつたのか、あるいは炉心の構造物になつてゐるからこそ、高速中性子が飛び出していくという現象を炉自身が構造的に持つてゐるのではないか、これが第一点の疑問でございます。

それから次に、燃料被覆管のジルカロイチュー

ブのお話でございますけれども、各國ともそうでございますが、船用炉という極めてアンノーンファクターの多い原子炉の第一船の設計に当たつては、当然のことながら極めて保守的な設計思想で設計されておるわけでございます。当時ジルカロイはまだコマーシャルベースに乗つておりますけれども、ベースに乗つておったわけでございますので、工業的生産という見地から見ますと、安全性を考えればステンレススチールの被覆管になるのは当然かと思います。その後、ジルカロイチューが順次技術開発がなされまして商業ベースに乗つた後は、中性子経済という面から見て、陸上発電所の場合ではジルカロイチューを使つて大方面に向としては進んでおりますけれども、ステンレスチューは高温における機械的強度が高いという特性がございますので、現在でもステンレスチ

うな形になつておるのはないか。

そういうようなことを考へてまいりますと、先ほどの説明を聞いておりますと、今後の船用炉の問題についての発注仕様書の研究や安全基準の問題やあるいは評価の問題等を行つてきたとおつしやるわけでございますが、今日の技術水準の上から見まして、果たして今原子力船「むつ」が持つてゐるその構造的な欠陥というものはないのかどうか、そういう点についてはどのような確認をされてゐるのであろうか。その点について説明を願いたいのです。

○野澤参考人 お答えいたします。  
まず第一問でございますが、放射線漏れは原子炉構造の欠陥によるのではないかというお話をかと承りましたが、放射線漏れの起きる前に原子力船「むつ」は、当然のことながら冷態機能試験、温機能試験といったような段階を踏んで、各部の機能の健全性を十分確認した上で臨界試験に入っております。したがいまして、放射線漏れが原子炉の構造的欠陥に基づくということはない私どもは考へております。

それから次に、燃料被覆管のジルカロイチューブのことを考へますと、水中の酸素濃度というものを厳重にコントロールする必要がございますけれども、「むつ」は現在水中の溶存酸素の濃度、あるいは不純物の程度を示します電気伝導度であることを考へますと、溶存酸素濃度は全然検知されていないという現状でございます。

○村山(喜)委員 後で御説明が頗る必要があると思いますが、「むつ」の場合には御承知のように分離型の加圧水炉になつておるわけですね。それに比べて西ドイツのオット・ハーン号の場合には、これは還流型炉、一体化炉で、熱交換機と圧力容器を一体化して、そして熱交換機が中性子の遮へい体を兼ねるような形になつておる。そういうところから飛び出すようなことはない構造になつてゐるのに對して、日本の「むつ」の場合には、大山委員会の報告書にも書いてありますように、放射線漏れは高圧中性子のストリーミング現象に起因するものであつて、先ほどの辻さんの質問の中にもあります。ですが、炉についてはこれを封印をしたままの形の中でノズルのところまではいらっしゃることができないよ

されていたんだ、しかしながら計画、設計、建造に反映ができないかった、こういう指摘がされておるわけですね。そういうような意味から、今の「むつ」の場合には幾多の欠陥を持った、炉自身がそういう構造的なものであるのではないだろうかという疑念が我々の頭から離れ得ないのでござりますが、この問題については研究開発事業団の方としては、いや今まで、これはもう総点検も済んだし遅延工事も済んだから使おうと思えば直ちに使い得る、絶対に間違はない、そういうような自信をお持ちになつていらっしゃるのでしょうか。

○野澤参考人 最初の御質問は、一体型では蒸気発生器との関係で放射線漏れが少なくなるのでは

ないか、分離型では放射線漏れが多くなるのではないかという御質問に承りますが、オット・ハ

ンは一体型でございますけれども、サンナは分離型でございまして、分離型であるから一体型で

あるからといって、外部への放射線の影響は別に

そう大きな問題ではないと考えております。特に

一体型の場合の蒸気発生器は炉心の上に乗つていい

るものでござりますので、両サイドへの放射線の漏れについては、蒸気発生器の問題は関係ございません。

それから、ストリーミングについての御質問か

と思いますけれども、当時、モックアップ試験に

してもストリーミングという現象が存在すること

は関係者の間では十分わかつていただけてござい

ますけれども、残念ながらそれが中性子のエネルギーとどういうかわり合いで持つかという定量

漏れの原因でござります。

○村山(喜)委員 そこで、問題を詰めてまいりますが、私の最後の質問に対してはお答えをいただ

いてないわけですね。遅延工事は済んだ、そ

れから総点検も済んだ、さあいよいよ今の「む

つ」であればいつでも実験に取りかかることがで

きる状態にあるんだよ、しかしながら、というの

が報告の中に出ていますね。だから、その点につ

いてあなた方技術陣としてはどのようにそれを評価をしていらっしゃるのかということをお尋ねしようとしているわけです。お答えください。

○野澤参考人 ただいま先生のお話のように、遅

航されてから一年七ヶ月たっておりますけれど

も、その間十分な維持管理を実施しております

ので、現在「むつ」は全く健全な状態にあるとい

ふうに私どもは考えております。

もう一つのことは、今後「むつ」を出力上昇試

験まで持つていく手順でござりますけれども、前

回と同じように冷態機能試験、温態機能試験、こ

の二つの段階によりましてノンニュークリア部分

の機能の健全性というものが十分確認されます。

その後で臨界試験それから出力上昇試験に入つて

いくわけでござりますけれども、当然のことながら

ながら次のステップに進んでいくことによつて安

全性が確保できるというふうに私どもは考えてお

ります。

○村山(喜)委員 まともなお答えが返つてこない

のはよくわかりますが、私はちょっと井上参考人

にお尋ねいたしたいと思うのです。

今、大湊に仮停泊はオーケーですよ。関根浜に

港をつくるのはよろしいですよ。しかし、その付

近の住民は、事故が起きたら帰つてこれると思つ

ているのか、そんなのは帰すわけにはいきません

よという気持ちだと私たちは見るのですが、いま

す。八四年の一月二十四日の原子力委員会の方針

なり八三年の原子力船運送会の報告書、こういう

ようなのを読み合つてみると、先ほど私が言

いましたように、実験再開は可能な状態になつて

いる。新定係港で係船をしたまま出力二〇%の上

昇試験をやる、あるいは五段階テストをやつて、

その係船をしたままの形の中で済ましてから洋上

でやるんだ。それにこう書いてありますね。小さ

なトラブルは起り得るものであることを認識を

し、理解を得られるかどうかがこれからのかぎで

ある。そうして、廃船まで関根浜の新定係港でや

る、こういうことでなければならない、こう書い

てありますね。ところが、この前から関代議士の

ねしようとしているわけです。お答えください。

○野澤参考人 質問の中でも、漁業補償をめぐる問題もまだ未解

決である。また國の方針も、港をつくることはつ

くるんだが、この処理の問題については与党との

協議が八月の末まで残つておるということで、方

針は確定していない。

そういう状況の中で、そういうような小さなト

ラブルだと皆さんお考えになつても、この前

一・二%ないし一・四%の出力のところでアラー

ムが鳴つて出力試験を中止をしなければならなか

つた、五十日間も洋上に漂つていなければならな

かった、そのことを考えますと、小さなトラブル

というものを科学技術的に見て、それはそうであ

ろうという評価をなし得ても、住民の中では、や

はり同じ青森県でござりますから、私は、そんな

に認識の変化が急激に進んで許容量が大きくなつ

ているとは思わない。そうすると、小さなトラブルだと皆さん方が言われても、現実にそれを受け

とめる側の方としては、それは大変なことじやな

いかということに変わつていく。そういうような

場合に収拾がつかなくなるような事態というもの

をやはり仕事をやる以上は怠慢に置いて、問題の

判断を下していくべきやならない、私はそう思つ

てお尋ねいたしました。

そういうふうにして、小さなトラブルは起つて

いるのか、そんなのは帰すわけにはいきません

よという気持ちだと私たちは見るのですが、いま

す。八四年の一月二十四日の原子力委員会の方針

なり八三年の原子力船運送会の報告書、こういう

ようなのを読み合つてみると、先ほど私が言

いましたように、実験再開は可能な状態になつて

いる。新定係港で係船をしたまま出力二〇%の上

昇試験をやる、あるいは五段階テストをやつて、

その係船をしたままの形の中で済ましてから洋上

でやるんだ。それにこう書いてありますね。小さ

なトラブルは起り得るものであることを認識を

し、理解を得られるかどうかがこれからのかぎで

ある。そうして、廃船まで関根浜の新定係港でや

る、こういうことでなければならない、こう書い

てありますね。ところが、この前から関代議士の

ねしようとしているわけです。お答えください。

○村山(喜)委員 漁協と漁業交渉をし、補償問題

で調印をされたのですね。そういたしますと、今

あなたがおしゃつたようなことは、冷態試験か

ら温態試験からあるいは出力上昇試験から、そし

て最後の墓場まであなたのところでやるのですよ

。ということは、これはそういう協定書を現実に取

り結んでいますね。それで、地元はそれに対

してオーケーを出しているのですか。

○井上参考人 協定書ではございませんが、技術

で調印をされたのですね。そういたしますと、今

あなたがおしゃつたようなことは、冷態試験か

ら温態試験からあるいは出力上昇試験から、そし

て最後の墓場まであなたのところでやるのですよ

。ということは、前に大湊で、それもやはり定係港

として係留したままでそういうような試験をや

ることで出発しているのですか。

○井上参考人 申し上げて十分御説明をいたしました。それによ

りまして一応の御了解を得ていると思っておりま

す。

○村山(喜)委員 これは、長官、あなたにお聞き

しておかなければなりません。

○村山(喜)委員 というのは、前に大湊で、それもやはり定係港

として係留したままでそういうような試験をや

ることで出発しているのですか。

○井上参考人 とところが、接岸したまま、係留でそういうよ

うな試験をやることは、ホタテガイがあるからだ

んだということで出発しているんじゃないですか。

○村山(喜)委員 ところが、接岸したまま、係留でそういうよ

うな試験をやることは、ホタテガイがあるからだ

めよ、湾内でやつてもだめよ、仕方がないから洋

上に行つて試験をやつたのでしょうか。その結果、

見たことがないというになつちゃつた、帰れなく

なつっちゃつた。今度の場合、第二の定係港として

関根浜を選ぶ。そのときに、今事業団の理事長が

見つかったことかといふことになつちゃつた、帰れなく

はずじゃなかつたといふことになつたら、一体

どういうふうになりますか。その件については、

科学技術庁長官、あなたは今の程度の話で自信を

お持ちになつてますか。

○中村(守)政府委員 技術的に先に。

港でございまして、最初の上昇試験から実験航海あるいは廃船に至るまで母港で行いますという、技術的にもあるいは安全面からも地元に御説明を申し上げまして、一応の御了解を得ていると私は思つております。そして、その点は、先生の御指摘は十

かといふことになつたら、一体どういうふうになりますか。その件については、科学技術庁長官、あなたは今の程度の話で自信をお持ちになつてますか。いや、私は、長官の御了解を得たが、関根浜は母港でございまして、最初の上昇試験から実験航海進めることはできませんが、関根浜は母

関根浜の港の漁協等についての説明につきまして、今事業団の方からお話をございましたが、ことしの一月の初めに大臣みずから現地へ赴かれまして、現地の人と懇談し、出力試験から廃船に至るまで関根浜の港でやらしていくだくということについて、基本的な御理解を得ておるところでござります。その後、「むつ」問題について検討を進めることでござることになりますので、その具体的な実験を継続するという結論が出た段階で、さらに地元の方々にもっと具体的ないろいろな実験計画等を御説明し、いろいろな問題が生ずることのないように対応してまいりたい、そのように考えております。

○村山(喜)委員 今の中村原子力局長の答弁では納得できません。

これは基本的に了承を得ております、事業団の理事長と同じようなことを言われた。本当にそうであるならば、その協定をして、そこまで大丈夫ですよということであるのかどうかといふことは、やはり契約の条項の中ではつきりしなければ、二度と同じような失敗を繰り返したら、これはもう行政自体が信頼がおけないし、政治が全国の立場から見て問題を追及されることになるだろうと私は思うのです。国会も、そういうあなあやふやなことで、それでよかろうと言ふわけにはいかぬ。もう一遍は失敗をしているのだ。今度はそういうことにならないようにどのように保証があるのかということを長官にお聞きします。

○岩動国務大臣 村山先生の御心配はごもっともだと思います。

私どもは、とにかく佐世保での遅延工事、そしてその後の総合安全点検等、まず現在の技術の面では完璧なものとして受けとめております。また、現在の原子力船「むつ」の保管の状況につきましても、管理状況もます十分にいっていると思います。そこで問題は、関根浜に移ってからの試験研究、実験でございますが、これは一月に私が地元

に参りまして関係者とお話をいたしまして、試験研究、実験、そしてさらに廃船に至るまでの最終的な段階までの基本的なお話をして御理解をいたしました。その後、「むつ」問題について検討を進めることでござりますが、さらに、昭和四九年に放射線漏れが起きてあのようないい顛ぎになりました一つには、出港に当たって、やや現地の方々との意思の疎通に欠けていたものがあつたのではないかという反省も私どもはございます。したがいまして、そのようなことを十分に念頭に置いて地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。つまり、そのような最終的な段階までいる地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。そのためには、出港に当たって、やや現地の方々との意思の疎通に欠けていたものがあつたのではないかという反省も私どもはございます。したがいまして、そのようなことを十分に念頭に置いて地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。つまり、そのような最終的な段階までいる地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。

○村山(喜)委員 まだ信用ができません。その文書でもお出しをいたければ別でございますが、我々はそういう話を聞いたというその状況に心理的にはございます。

そこで私は、さらにお尋ねをしてまいりますが、原子力委員長である長官、昨年の十二月三日に出された原子力委員会の「日本原子力船研究開発事業団の統合について」、この中で、原子力船の実用化の時期は二十一世紀だ、実用化を急ぐより段階的、着実に開発を進めて、技術、知識の集積に努めておくことが重要である、これが二十四日の原水力委員会の決定によりますと「今後の原子力船研究開発のあり方について」というのがございまして、その中で原子力船「むつ」の問題を取り上げて、実験航海をやらないと船用炉の改良研究は進められない、三次元振動台での原子炉の模擬実験は不可能であるというようなことが書いてございますね。

そこで私は、今日、宇宙開発の中で衛星まで軌道修正や位置の修正等ができるような科学技術の発展の状態の中、果たして三次元振動台で原子炉の模擬実験をやるというの是不可能であろうかということに疑問を感じたわけでございます。

そこで、民間の中でもういう三次元振動台をつくることになると途方もないものになるわけでござります。

みましたが、ございます。これは石川島播磨重工の技術研究所耐震開発部で三千五百トンの三次元の六自由度の振動台をつくつております。五十八年の三月に設置をしておるわけです。これはX、Y、Zの三軸の振動方向だけではなくて、ねじりたがいまして、そのようなことを十分に念頭に置いて地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。つまり、そのような最終的な段階までいる地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。そのためには、出港に当たって、やや現地の方々との意思の疎通に欠けていたものがあつたのではないかという反省も私どもはございます。したがいまして、そのようなことを十分に念頭に置いて地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。つまり、そのような最終的な段階までいる地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の三次元振動台の数字が三十五トンといふことでございましたが、小型の三次元振動台はそのようにあるのかもしれませんし、私どもが、調査室の方から配られました日本原子力研究所法の一部改正法律案の参考資料の五十八ページを見てみると、そういう三次元振動台を開発することは事実上不可能であるというふうに決めつけられておられる。これは原子力委員会が一月二十四日にお出しになつた文書であると書いてござります。今日、こういう科学技術が発展をしていく中で、船の場合には振動の仕方が違つたとしても、それを模擬していくだけのそういう陸上において実施ができるものは実施して、どうしてもできぬものだけを海上の実験に頼らざるを得ないというのであるならば、その意味がわかるわけですが、現実にはそのような研究が民間においてなされている。そういうようなことを考えてまいりますと、どうも原子力委員会といふのは、一方的に断定をして、そういうことはもう不可能なんだから、仕方がないから「むつ」の実験を実地にやる以外にない、こういうふうに判断を示しているように受けとめられるわけでござります。

その問題については、なるほど政府機関ベースとしては、原子力学試験センターの多度津の工場試験所にありますのは二次元の振動台だけであ

るようであります。民間はそういうようなことを、耐震設計の上からという目的は違いまして、も、ねじれ現象までも測定ができるようなどこれまで研究開発を進めながらやつてこようとう、その姿勢の取り組みをしている状況の中にあります。政府並びに研究開発事業団は、そういう方々との意思の疎通に欠けていたものがあつたのではないかという反省も私どもはございます。したがいまして、そのようなことを十分に念頭に置いて地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。つまり、そのような最終的な段階までいる地元の方々の御理解、御協力をさらに固めてまいります。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘の三次元振動台の数字が三十五トンといふことでございましたが、小型の三次元振動台はそのようにあるのかもしれませんし、私どもが、調査室の方から配られました日本原子力研究所法の一部改正法律案の参考資料の五十八ページを見てみると、そういう三次元振動台を開発することは事実上不可能であるというふうに決めつけられておられる。これは原子力委員会が一月二十四日にお出しになつた文書であると書いてござります。今日、こういう科学技術が発展をしていく中で、船の場合には振動の仕方が違つたとしても、それを模擬していくだけのそういう陸上において実施ができるものは実施して、どうしてもできぬものだけを海上の実験に頼らざるを得ないというのであるならば、その意味がわかるわけですが、現実にはそのような研究が民間においてなされている。そういうようなことを考えてまいりますと、どうも原子力委員会といふのは、一方的に断定をして、そういうことはもう不可能なんだから、仕方がないから「むつ」の実験を実地にやる以外にない、こういうふうに判断を示しているように受けとめられるわけでござります。

その問題については、なるほど政府機関ベースとしては、原子力学試験センターの多度津の工場試験所にありますのは二次元の振動台だけであ

先生御指摘のように、各原子炉なりシステムの各部を構成するパツツ、パーツについてのものにつきましては、個別の小さな振動台で実験する、あるいは振動台とどうか揺動台といいますか、そういうしたもので実験はできるものもあるうかと思ひます。しかしながら問題は、例えば波の上で揺れている原子炉の中に疎密波が生じることによって中性子の効率が変動する、そういうことによつて核反応に変化をもたらす、あるいは蒸気発生器の水面が波の上で振動することによってそれがいつたことは地上の振動台では到底達せられないということがあります。そういうものをどのようにシミュレーションをするわけですが、コンピューターでいろいろなシミュレートをするという形にならうかと思います。コンピューターでシミュレートするための基礎データといふものが、実際にやってみないことには、頭の中で考えているだけのものと違うものでござりますから、そういうデータを取得するという意味からも、少なくとも「むつ」ではそういうデータを取得しておこう、こういうことであるわけでございます。

○村山(喜)委員 小型だからだめだとかいうのはおかしいので、やはりそれはシミュレートしていいわけですから、物を突き詰めて解いていこう、それはもちろん海洋のあれに合わせて船自体の動きが陸上の場合とは違いますから、そういうものはわかるわけですよ。ピッキングがありあるいはローリングがあるというようなのはわかる。しかしながら、この問題は非常に危惧をしている問題ですから、陸上において、先ほどの話を聞いておりますとそういうようなのは諸外国においてもやつていいというような話を聞くので、我々が聞いているのは、アメリカの原子力潜水艦のノーラス号をつくる場合には、同じ出力のSTRという実験炉をアルゴンヌ国立研究所の構内でやつたというような記録も見ていました。

所の構内でやつたといふように決めつけているふうな決まりであります。そういうふうなところから、陸上の実験もやらないで、すぐに船に積み込んで、そしてやつたあげくの結果が今日のような長い間空白を招いたんじゃないのかということを考えますと、三次元振動の問題は、それは海の上ではありますから、そんな膨大なものは、まだできないやつはつくれませんから、それは事実上不可能でございます。

○野澤参考人 まさに、第一点の放射線漏れの原因は、やはりそこを謙虚に反省をしないで今後の方々が、実際にやつてみないことには、頭の中で考えているだけのものと違うものでござりますから、そういう組みの姿勢が、今日「むつ」をこういう不毛の状態に立ち至らしている原因じゃなかろうか。

私は、やはりそこを謙虚に反省をしないで今後、「むつ」の将来といふのはあり得ない、そういうふうに思うのでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、負荷追従性のある核燃料をいかにしてつくるかというような問題等はどの程度まで研究を進めていらっしゃるのでしょうか。

○野澤参考人 お答えいたします。

負荷変動に対する燃料の研究開発は、陸上の原子力発電所でもこの数年間に実施されつある問題でございます。陸上の発電所の負荷変動の度合は、いと船用炉の負荷変動の度合いとは、陸上の場合は時間単位の変化でございますけれども、原子力船の場合には秒単位の負荷変動といふことで、極めて急激な負荷変動が起こることが予想され、それが実現されると、出力をごくわずかでも上昇させてきちっとした放射能漏れの測定をやっているわけでもないわけですから、再測定はやれなかつたわけですから、電子計算機によるシミュレーション計算で測定結果を説明をしたものにすぎないんじやないか。巨大で複雑な遮へい体の中でもそういう計算が果たしてできるのだろうか。モックアップ試験をやつんだ、こういうような話も聞きますが、原研の研究用の四号原子炉のそれでやつたと書いてございますが、一体それはモックアップになつてゐるのだろうか。計測値と実測が合わないで、放射線の空中分布等についての調査の結果は外れていたのが、遮へい体通り抜けた段階では合っていた。それは何か専門家は、外してパラメータを調整したものじやないかといふことが言われてゐるわけですね。そういうような事実は一体どうなつてゐるのだろうかと

それから次は、総点検のこととござりますけれども、総点検につきましては、大山委員会の報告にもございますように、遮へい改修工事にあわせて、この際設計を全面的に見直すべきだという御指摘がございました。これを受けまして事業団といたしましては、最新の設計思想あるいは新しく

制定された基準に照らし合わせて現在の「むつ」の設計がどうなつてゐるかということを検討したのが一点。それから二点目は、陸上の原子力発電所で各種の運転経験が得られております。その運

転経験に照らし合わせて「むつ」は果たして丈夫かどうかといふ、この二つのポイントから、

「むつ」自体の設計なりあるいは事故解析なりを行つて健全性を確認していただいたわけござります。

なお、原子炉の中の健全性につきましては、先ほど申しましたように、燃料の健全性につきましても、我々としては、大丈夫だという言葉だけは響いてくるけれどもどうもすとんと落ちない。果たしてそれで完全な補修が終わつたのだろうか。

大体、佐世保に回航するときには遮へい工事をやるために回航したのですよね。それがいつの間にか総点検補修に変わつてきました。総点検補修の結果は大丈夫だと皆さん方は言われるけれども、今私が申し上げたような疑問点が出でています。

そこで、その点も御説明を願いたいのです。

○野澤参考人 まず、第一点の放射線漏れの原因についてどのように分析をされ解析をされ、そして結論をお出しになつていらっしゃるのか、その点も御説明を願いたいのです。

ておると、今でも指摘をされておりますように、原子炉の積みかえをしたわけでもないし、そして核が封印をされたままの内で炉心の点検もできません。そして、圧力容器の中のパイプの改修もで

きない、そういう状況であつたことはよくわかります。そして、圧力容器の中のパイプの改修もで

健全性を確認しているということが一点。昨年それを四点、サンプルをつぶしまして高温におきましす機械的強度の測定を行つて、劣化していないことを確認しております。

それからもう一つは、ステンレススチールの腐食の条件が成立しないように厳重な水質管理を行つて、その健全性を保持しているということです。

○村山(喜)委員 時間が参りましたのでもうやめますが、今説明の中にありました出力試験というものは「むつ」の原子炉を使っておやりになつたという意味ですか、三回にわたつてというのは。

○野澤参考人 そのとおりでございます。

○村山(喜)委員 そういうようなのは、佐世保において改修をするその条件の中では認められておったわけですか。というのは、炉は封印をしたままじゃないか、こういうことで、そういう条件で佐世保へやってきたのじゃないですか。それで、住民の皆さん方ももそういう条件で納得してもらったのじゃなかつたのですか。

○野澤参考人 ただいま御説明申し上げましたのは、「むつ」が放射線漏れを起こした直後の海上試験のことを指して言つております。

○村山(喜)委員 時間が参りましたのでやめますが、私はやはりこの際、機構の上におきましても——その直後の検査のことを言われて、これは実際その後洋上でやられたんでしょうが、そのデータをもう一つ出していただきたいと思うのですが、今度の原子力船研究開発事業団の合併、原研への統合の問題につきましては、いろいろ法文的にも問題があるようでございまして、原子力船

研究への統合の問題につきましては、いろいろ法文的にも問題があるようでございまして、原子力船の兼職規定が原研の場合には制限をさせていたのに、国務大臣とか国会議員とかいうようなのも兼職ができるような規定に改めてみたり、あるいは総理が認めた場合には他の官公事務を兼務することができるようになつていて、これまではどうも国民のための原子力開発ではないん

じやないかという印象を与えるような条文になっているようでございますので、その点は返事は要りませんが、指摘だけは申し上げておきたいと思います。

以上申し上げまして、若干資料として、その洋上試験の結果、直後に出来たデータは、また理事会等で取り扱いの上報告を願うように委員長の方にも要請を申し上げておきたいと思ひます。

○大野委員長 村山君の御要望は理事会で協議をさせさせていただきます。

○小澤(克)委員 午前中に、この中性子線漏れ事故の契約上の責任の所在についてお尋ねしたところ、事業団の方では最初のお答えでは、基本設計及び仕様書にミスはなかったというお話をだつたので、メーカーの責任の追及についてどうなつてゐるか、これを前提にお尋ねしているうちに、どうもそうではない、事業団にも責任なしとしないといふようになつたのです。

○野澤参考人 ただいま御説明申し上げましたのは、「むつ」が放射線漏れを起こした直後の洋上試験のことを指して言つております。

○村山(喜)委員 時間が参りましたのでやめますが、私はやはりこの際、機構の上におきましても——その直後の検査のことを言われて、これは実際その後洋上でやられたんでしょうが、そのデータをもう一つ出していただきたいと思うのですが、今度の原子力船研究開発事業団の合併、原

研の理事長であられた佐々木さんの追悼集でござりますが、この中で当時の森山長官が、佐々木さんに一度伺つてみたいと思っていましたことがあります。その一つは、中性子漏れに關して遮へい計算法が既に二、三年前に開発されていた。これは、先ほど他の委員に対し S/N 法という御説明がありました、このことだらうと思ひますけれども、こういうものが既に二、三年前に開発されていました。そのことについて事業団の理事長が知つてたのかどうか、いまだに疑問に思つていています。

○大野委員長 この S/N 法について二、三年前に既に知られたことが、それが採用されなかつたのは一体いつを言つておられるわけです。

○小澤(克)委員 この S/N 法について二、三年前に既に知られたことが、それが採用されなかつたのは一体いつを言つておられるわけです。

○中村(守)政府委員 この問題についてはこれまでざんざん議論が尽くされていますが、もうくだだく理由は要りませんから、しかも与えられた時間もありありませんので、端的に結論をそれぞれお答えいただきたい。

○中村(守)政府委員 まず「むつ」の放射線漏れの原因となりました設計ミスの責任について申し上げます。

「むつ」の放射線漏れの原因は、御承知のとおり主として高速中性子が遮へいの間隙を伝わって漏れる、いわゆるストリーミングと称する現象によるものでござります。この点につきましては、「むつ」の設計当時に我が國には遮へい設計の実例が少なく、遮へい設計の専門家がほとんど育つていなかつたというようなことから、「むつ」の複雑な形狀をした遮へい材の遮へい能力についての判断力が足らなかつたといふことに起因してい

ます。そのと同様に考えております。

○神津政府委員 原子力船「むつ」に起つておられた放射線漏れの原因となりました設計ミスの責任につきましては、ただいま原子力局長がお答えいたかどかという点につきましては、事業団の方からお答えいただきます。

○福永参考人 私の発言がやや舌足らずでございまして、大変御迷惑をおかけしたこと深くおわび申し上げます。

○小澤(克)委員 この S/N 法についてははどうだつたのでしょうか、事業団。

○野澤参考人 お答えいたします。

そういう趣旨でぜひ明らかにしていただきたいと思います。この点は明らかにしておかないと、引き受ける側の原研が迷惑をする、そういうことでござりますから、この点は明らかにしておかないと、引き受けた側の原研が迷惑をする、

ざいますが、メーカーに關しては、遮へいの設計製作の担当者であり、その設計に起因して生じた放射線漏れについては、当然契約上の責任を有しています。一方、事業団に關して見ましても、契約に当たりまして、設計、仕様書のたぐいをほんとメーカー主導という形で行つております。事業団自体による責任ある検討が加えられなかつた、及び分割発注という形態になつたときに、発注者である事業団が総合的性能保証を十分考慮する必要があつたことなどの点において責任を有していると、いう次第でございます。こういった点から、事業団並びにメーカーそれぞれに責任があるということを言つています。

ささらに、なぜ損害賠償請求をしなかつたかといふ点でございますが……（小澤(克)委員）それは後でいいから。聞いていない、聞いていない」とお答えください。

それから、新しい遮へい計算法を理事長が知つたかどかという点につきましては、事業団の方からお答えいただきます。

○神津政府委員 原子力船「むつ」に起つておられた放射線漏れの原因となりました設計ミスの責任につきましては、ただいま原子力局長がお答えいたかどかという点につきましては、事業団の方からお答えいただきます。

○福永参考人 私の発言がやや舌足らずでございまして、大変御迷惑をおかけしたこと深くおわび申し上げます。

○小澤(克)委員 考え方は、原子力局長と全く同様でございました。

○野澤参考人 お答えいたします。

先ほど S/N 法自体につきまして御説明いたしましたように、S/N 法を用いて遮へい設計計算が行なわれたのは、前回申しましたように一九六九年でござりますが、事業団、メーカーともその責任を負っていると考へられておりました。

○小澤(克)委員 これが、かつて事業団並びにメーカーに關して見ましても、契約に起因して生じた原因につきましては、大山委員会の指摘がござりますが、事業団、メーカーともその責任を負っていると考へられておりました。

名前はTWOTRANという名前でございますけれども、この時点での存在がわかつておつて直ちに利用し得たかどうかははなはだ疑問が多いと思います。

その理由を申し上げますと、新型の、しかも大型の計算コードを使いこなすためには、想定されますいろいろなケースにつきまして計算して、計算機用語で申しますとデバッグと申しますが、だめをつぶして汎用性のあることを十分確認する必要がございます。

それからノーハウともいへべき、例えばインプットデータのつくり方、中性子のエネルギー分布をどう分割するか、あるいは遅い材のクロスセクションがエネルギーに対応してどう変わっているかというようなことを求める手法まで含めた上で、コードを使うことによって初めて実用化ができるのでございまして、いろいろなケースを考えますと、コード完成時点から実際にコードが設計なり解析なりに使われるまでにはかなりの時間がかかるのが実情でございます。

○小澤(克)委員 結局またやむやになってしまつたわけですけれども、もうこれは時間がありませんので、次に移ります。

保証工事の期限切れ、これについても当時の森山長官が、大臣である私は全くそのことを聞かされていなかった、このように先ほど紹介した追悼文に書いておられるわけです。担当の大臣が知らなかつた、これはどういうことなんでしょうか。一体どこの責任なんでしょうか。これについてぜひ明らかにしていただきたい。

○中村守)政府委員 当時の大臣の御記憶でもあります、そのようなことで大臣にも御報告がしてなかつたということをございまして、その点について非常に遺憾なことがあつたと思ております。

○小澤(克)委員 遺憾であったということは、科技厅の責任だということになるわけですか。科技厅の事務当局の責任だったということになるのですか。

○福永参考人 当時、保証期限が切れるということ

を、そういう重大なことを当時の事業団として科技庁に御報告をしたという記録がございません。したがいまして、当時の事業団が軽率であります。そのためではないかと考えます。

○小澤(克)委員 次に、損害賠償の件です。これは誤解のないように、瑕疵担保とは全然別ですかね。要件も違います。瑕疵担保というものは無過失責任ですよ。そのかわり注文者の側に、指示が違っていた場合のみ免れるということと、これは無過失責任です。一方、損害賠償というのは、要するに帰責事由があつた場合に請求を受けるわけですから、それでも、この損害賠償について全然検討もされなかつたということのようですが、これは一體どこの責任なんでしょうか。

○中村守)政府委員 損害賠償の請求につきましては、当時の原子力船建造にかかる契約上、損害賠償が請求できるか否かについても議論の余地があつたばかりに、実態的にも当時ストリーミング現象を技術的に十分に把握することは困難であり、これに対する有効な対応をとらなかつたからといって専らメーカーの責任を問えるという事情にはなかつたということ、それから先ほども申し上げましたように、事業団のメーカーに対する指導体制という点についても不十分な点があつたということからすれば、事業団にも責任が認められる。さらにメーカーにつきましては、その後の修復等について有形無形の協力を得ていたといふような種々の事情もございまして、これらが総合的に勘案されて損害賠償の請求がなされなかつたものと考へられる次第でございます。

○小澤(克)委員 そのような状態のままで、さらに補修工事を同じメーカーにお願いし、さらには十億という金をつき込んだ。こういう責任の所在が決定いたしましたすれば原子力船開発事業団の一切の権利義務が原研に承継されるということになるわけであります。その処理につきましては、從来からの経緯を踏まえまして、当局の御指導も十分受けながら間違いないように努めてまいりましたと考へておるところでございます。

○福永参考人 私の記憶ではただいま答弁したようなことを申し上げたつもりでございます。

○小澤(克)委員 そうすると、三菱原子力工業には一切責任ない、したがって現在では、性能保証についてもう期限が徒過している、こういうことになるわけですか。

○福永参考人 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 あきれて物が言えないのですが、まあ言わざるを得ないのです。遅い工事についても瑕疵担保責任の規定があります。これは引き渡しから二十四ヶ月となつております。これはいつ切れるのか、またこれについてはどう手当てをお考えなのか。いかがでしよう。

私は大臣に伺いたい。当時の長官が、この保証工事の期限切れについて知らなかつた、打ち切らされたことについては不可思議なことのように思われたことがあります。それは昭和五十九年四月二十四日

れる、大臣である自分がそのことを聞かされていなかつた、故人であるこの佐々木氏に聞いてみたかった、追悼文集にこういうことを書くというのは異例なことだと私は思います。これは責任はどうお考えでしようか。今長官はかつての森山さんと同じ立場にあるわけですけれども、いかがですか。

○小澤(克)委員 先ほどから保証工事についてお尋ねしていたわけですが、実はもう一つ性能保証がありますね。これについても期限があつて、これはもうとっくに過ぎているわけですから、それもどうお考えでしようか。

○岩動国務大臣 当時の森山長官の御心境は、私も理解のできるところでございます。いずれにいたしましても、このように重要な国家のプロジェクトにつきましては、やはり最高責任者としての長官のところまで十分に意思の疎通が図られていないれば円滑に事柄は進まない、かように考えておりますので、過去の経緯をうして対応の仕方につきましては、貴重な教訓として今後十分に対応してまいりたいと考えております。

○小澤(克)委員 もう一つ伺いたいのですが、もし政府案が通ればこの地位を引き受けることになりますが、これがメジャー側ではなくて事業団側にある、こういうようなことを申し上げたつもりでございます。うなこと申しあげたつもりでございます。

○小澤(克)委員 そうすると、メーカーには一切ないということになるのですか。先ほどの答弁はそうとは聞こえなかつたのですが、どうですか。事業団、いかがでしよう。

○福永参考人 私、先ほどの答弁でも申し上げたと思いますが、出力上昇試験の遅延の原因、それがメーカー側ではなくて事業団側にある、こういうようなことを申し上げたつもりでございます。

○小澤(克)委員 そうすると、メーカーには一切ないということになるのですか。先ほどの答弁はそうとは聞こえなかつたのですが、どうですか。

○福永参考人 私の記憶ではただいま答弁したよなことを申し上げたつもりでございます。

○小澤(克)委員 確認しますと、三菱原子力工業には一切責任ない、したがって現在では、性能保証についてもう期限が徒過している、こういうことになるわけですか。

○福永参考人 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 あきれて物が言えないのですが、まあ言わざるを得ないのです。遅い工事についても瑕疵担保責任の規定があります。これは引き渡しから二十四ヶ月となつております。これはいつ切れるのか、またこれについてはどう手当てをお考えなのか。いかがでしよう。

○福永参考人 遅い工事について納入を受けましたのが五十七年六月二十五日でございます。それから二十四ヶ月でございますので、五十九年六

月二十四日というのが期限になろうかと存じます。

それで、これについてどういうふうに対応しようとしているのか、こういう御質問でござります。六月二十四日と申しますとあと二ヶ月くらいでございます。この遅い改修工事というのには、原子炉の出力上昇試験をしてみなければ最終的な確認はできないわけでございます。これから向こ

う二ヶ月の間に原子炉の出力上昇試験に移れるという態勢とは考えられませんので、この期限をしかるべく延長してもらいたいというようなことで、ただいま折衝を重ねているところでございます。

○中澤(克)委員 時間が過ぎましたので、この法規自体についていろいろ伺いたいことがあるのですが、やむを得ないので一点だけ伺わせていただきます。

○小澤(克)委員 時間が過ぎましたので、この法規は、納入ではなく引き渡しを受けた日より起算いたしますので、船体部が昭和五十九年六月二十日、原子炉部が昭和五十九年六月二十九日でござります。

○中澤(克)委員 時間が過ぎましたので、この法規自体についていろいろ伺いたいことがあるのですが、やむを得ないので一点だけ伺わせていただきます。

この政府提案の法律案によりますと、第二十二条で、この統合された後の原研の業務の範囲として「旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船に関する業務を行うこと。」要するに建造された原子力船に関する業務、「むつ」に関する業務を行なうこと、こういうふうになつていています。この文言からいたしますと、建造された原子力船「むつ」に関する業務、業務一般何でもできる、こう解せざるを得ないわけです。現行の事業団法によりますと、「原子力船の設計、建造及び運航を行うこと。」それから「乗組員の養成訓練を行うこと。」こういうふうに限定されているわけですが、これども、この限定すら外されてしまう。他方、この政府提案の法規の第一条の目的によりますと、「あわせて原子力船の開発のために必要な研究を行い、」こうなっているわけです。旧事業

国法では開発を行う、そしてそれに必要な研究を行なう、こういうふうになつていての開発の方は外されているわけです。研究だけに限定されてしまうわけです。目的については限定をされながら、

業務について無制限になつていて、これは理解でございます。この業務として、原子炉の出力上昇試験をしてみなければ最終的な確認はできないわけでございます。これから向こ

う二ヶ月の間に原子炉の出力上昇試験に移れるというふうなことを予定しているのか答えていただきたい。

○中村(守)政府委員 お答えいたします。

原子力船の開発という言葉でございますが、原子力研究所は先ほど来お話をございますように原子力に関する総合的な研究機関でございまして、いわゆる実用船を開発するということにつながる具体的なプロジェクト、当初「むつ」が原子力船開発事業団のプロジェクトとして考られたようになりますけれども、研究という目的の機関であれば、その業務の範囲も研究に限られるはずです。それでございまして、今回原子力研究所と統合して行なう仕事の範囲はあくまでも開発のための研究であり、「むつ」はその研究のための手段の装置であります。

○大野委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となっております両案審査のため、来る五月八日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る五月八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案  
日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律  
(日本原子力船研究開発事業団の解散)

必要でございます。そういう形で、実験船を動かしてその目的である研究データを得るために乗組員の訓練からしなければならないわけでございます。

○小澤(克)委員 時間が来ましたので終了いたしましたが、そうであれば「原子力船に関する業務を行なうこと。」などと、あいまいな、無限定的な文言はおかしいと思いますよ。これは要するに廃船も考えてあいまいな表現をしたんだろうと思いまますけれども、研究という目的の機関であれば、その業務の範囲も研究に限られるはずです。それを指摘して質問を終ります。

(清算人の任命等)

第二条 主務大臣は、前条の規定により事業団が解散したときは、遅滞なく、解散前の事業団の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

3 清算人が欠けたときは、主務大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の事業団の役員以外の者のうちからも任命することが可能である。

2 主務大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人は、事業団を代表する。

(清算事務の監督)

第四条 清算人は、就任の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、主務大臣の定める清算計画に従つて清算を行ななければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関して必要な事項を命ずることができる。

(清算行為の特則)

第五条 清算人が次の行為をしようとするときは、主務大臣の認可を得なければならない。

1 事業団の財産の処分

2 訴えの提起

3 和解契約又は仲裁契約の締結

4 権利又は利益の放棄

5 剰余財産の帰属

第六条 清算人が附則第三条の規定によりなおそ

の効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)第三十七条第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後ににおいて、なお剩余を生じたときは、その剩余財産は、国庫に帰属する。

(決算書類提出の義務)

第七条 決算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に関する重要な書類を添付しなければならない。

3 第五条第二項の規定は、第一項の承認について適用する。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、事業団の清算について準用する。

(原子力船に関する措置)

第九条 清算人(破産管財人)は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条规定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするため必要な措置をとらなければならない。

(主務大臣)

第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

(罰則)

第十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第三項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三 附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事

業団法第三十七条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額を超える分配をしたとき。

四 第八条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第八条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(日本原子力船研究開発事業団法の廃止)

第二条 日本原子力船研究開発事業団法は、廃止する。

(日本原子力船研究開発事業団法は、前う経過措置)

第三条 旧日本原子力船研究開発事業団法は、前う経過措置)の規定にかかるらず、事業団の解散及び清算においては、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(再就職の援助等)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第五条 国は、事業団の職員の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「日本原子力船研究開発事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十条 改正前の地方財政再建促進特別措置法第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第七号の規定は、清算中の事業団については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十一条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「、動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力船研究開発事業団」を「及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号の三を削り、第十六号の三の二を第十六号の三とする。

第二十四条中第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十三条 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十六条のうち第四条の改正規定のうち同条第三十条中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

第一百三十条のうち第三条の二第一項第百六十五号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

改正規定のうち第三条の二第一項第百六十五号中「、日本原子力船研究開発事業団」を削る。

我が国における原子力船の研究及び開発の現状にかんがみ、日本原子力船研究開発事業団を解散するとともに、その清算手続及び剩余財産の帰属並びにその建造に係る原子力船に関する措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

我が国における原子力船の研究及び開発の現状にかんがみ、日本原子力船研究開発事業団を解散するとともに、その清算手続及び剩余財産の帰属並びにその建造に係る原子力船に関する措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





昭和五十九年五月十日印刷

昭和五十九年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D